

2007年 輸入統計品目表改正

新	旧	
<p>輸入統計品目表</p> <p>目次</p> <p>輸入統計品目表の解釈に関する通則</p> <p>第1部～第10部 (省 略)</p> <p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>第50類～第53類 (省 略)</p> <p>第54類 <u>人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</u></p> <p>第55類～第63類 (省 略)</p> <p>第12部～第22部 (省 略)</p>	<p>輸入統計品目表</p> <p>目次</p> <p>輸入統計品目表の解釈に関する通則</p> <p>第1部～第10部 (省 略)</p> <p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>第50類～第53類 (省 略)</p> <p>第54類 <u>人造繊維の長繊維及びその織物</u></p> <p>第55類～第63類 (省 略)</p> <p>第12部～第22部 (省 略)</p>	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
01.05	家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) —1羽の重量が185グラム以下のもの (省略)			01.05	家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) —1羽の重量が185グラム以下のもの (省略)			
0105.11 ↓ 0105.19	—その他のもの —鶏(ガルルス・ドメスティクス)	NO		0105.11 ↓ 0105.19	—その他のもの —鶏(ガルルス・ドメスティクス。1羽の重量が 2,000グラム以下のものに限る。) —鶏(ガルルス・ドメスティクス。1羽の重量が 2,000グラムを超えるものに限る。) (省略)		NO	NO
0105.94 000	(省略)			0105.92 000				
0105.99				0105.93 000				
				0105.99				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
02.06	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			02.06		食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
0206.10	一牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			0206.10		一牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
020	一一ほほ肉及び頭肉	KG		010	一一臓器及び舌	KG		
	一一その他のもの			020	一一ほほ肉及び頭肉	KG		
	一一臓器及び舌			090	一一その他のもの	KG		
011	一一舌	KG	0206.21	000	一一舌	KG		
019	一一その他もの	KG						
090	一一その他もの	KG						
0206.21	一牛のもの(冷凍したものに限る。)							
000	一一舌	KG						
	(省略)						(省略)	
02.08	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
0208.10	(省略)			0208.10		(省略)		
	(削除)			0208.20	000	一かえるの脚	KG	
0208.30	(省略)			0208.30		(省略)		
§				§				
0208.50				0208.50				
0208.90	一その他もの			0208.90	000	一その他もの	KG	
010	一一かえるの脚	KG						
090	一一その他もの	KG						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
03.01	魚(生きているものに限る。) (省略) (省略)			03.01	魚(生きているものに限る。) (省略) (省略)		
0301.93				0301.93			
0301.94	<u>--くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)</u>				(新設)		
	<u>100</u> ---養魚用の稚魚		<u>KG</u>				
	<u>900</u> ---その他のもの		<u>KG</u>				
0301.95	<u>100</u> ---みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)		<u>KG</u>		(新設)		
	<u>900</u> ---養魚用の稚魚		<u>KG</u>				
	<u>900</u> ---その他のもの		<u>KG</u>				
0301.99	(省略)			0301.99	(省略)		
03.02	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省略) (省略)			03.02	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省略) (省略)		
0302.66				0302.66			
0302.67	<u>000</u> --めかじき(クスィフィアス・グラディウス)		<u>KG</u>		(新設)		
0302.68	<u>000</u> --めろ(ディソステイクス属のもの)		<u>KG</u>		(新設)		
0302.69	--その他のもの ---にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、 ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)			0302.69	--その他のもの ---にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、 ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>011</u> <u>-----ぶり</u> <u>019</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u> <u>021</u> <u>-----たい</u> <u>029</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>091</u> <u>-----かじき(めかじきを除く。)</u> <u>092</u> <u>-----さわら</u> <u>093</u> <u>-----たちうお</u> <u>094</u> <u>-----ふぐ</u> <u>099</u> <u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>		<u>011</u> <u>-----ぶり</u> <u>012</u> <u>-----たら</u> <u>013</u> <u>-----あじ</u> <u>019</u> <u>-----その他のもの</u> <u>021</u> <u>-----たい</u> <u>029</u> <u>-----その他のもの</u> <u>091</u> <u>-----かじき(めかじきを除く。)</u> <u>096</u> <u>-----めかじき</u> <u>092</u> <u>-----さわら</u> <u>093</u> <u>-----たちうお</u> <u>094</u> <u>-----ふぐ</u> <u>099</u> <u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>		
0302.70	(省 略)			0302.70	(省 略)				
03.03	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省 略) -にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)及びコッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)			03.03	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省 略) -にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。) -コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)				
0303.51	000 --にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)及びコッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)			0303.50 000	--にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。) -コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
0303.52	000	<u>ラスイイ)</u> --コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及 びガドウス・マクロケファルス) --めかじき(クシフィアス・グラディウス)及びめ ろ(ディソティクス属のもの)(肝臓、卵及びし らこを除く。)	KG						
0303.61	000	--めかじき(クシフィアス・グラディウス)	KG						
0303.62	000	--めろ(ディソティクス属のもの) --その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	KG	0303.71	--その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)				
0303.71	§	(省 略)		§	(省 略)				
0303.78		--その他のもの		0303.78	--その他のもの				
0303.79		--にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウ 属又はテラグラ属のもの)、ぶり(セリオーラ 属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわ し(エトルメウス属又はエングラウリス属の もの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属 のもの)及びさんま(コロラビス属のもの) ----にしん(クルペア属のもの)及びたら(ガド ウス属又はテラグラ属のもの) ----にしん(クルペア属のもの) ----その他もの ----ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコム ベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又	KG	0303.79	--にしん(クルペア属のもの)及びたら(ガドウ ス属又はテラグラ属のもの) --にしん(クルペア属のもの) ----その他もの ----ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベ ル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエ	KG			
011				011					
019				019					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	<u>はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>			<u>ングラウリス属のもの)、あじ(トラカルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>		
021	<u>-----あじ</u>	<u>KG</u>	021	<u>-----あじ</u>	<u>KG</u>	
022	<u>-----ぶり</u>	<u>KG</u>	022	<u>-----ぶり</u>	<u>KG</u>	
023	<u>-----さんま</u>	<u>KG</u>	023	<u>-----さんま</u>	<u>KG</u>	
029	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>	029	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>	
	<u>-----バラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u>			<u>-----バラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u>		
031	<u>-----たい</u>	<u>KG</u>	031	<u>-----たい</u>	<u>KG</u>	
039	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>	039	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>	
040	<u>-----ししやも</u>	<u>KG</u>	040	<u>-----ししやも</u>	<u>KG</u>	
	<u>-----その他のもの</u>			<u>-----その他のもの</u>		
091	<u>-----かじき(めかじきを除く。)</u>	<u>KG</u>	091	<u>-----かじき(めかじきを除く。)</u>	<u>KG</u>	
092	<u>-----さわら</u>	<u>KG</u>	092	<u>-----さわら</u>	<u>KG</u>	
093	<u>-----たちうお</u>	<u>KG</u>	093	<u>-----たちうお</u>	<u>KG</u>	
095	<u>-----ふぐ</u>	<u>KG</u>	095	<u>-----ふぐ</u>	<u>KG</u>	
096	<u>-----めぬけ類(セバスティス属のものに限る。)</u>	<u>KG</u>	096	<u>-----めぬけ類(セバスティス属のものに限る。)</u>	<u>KG</u>	
097	<u>-----ぎんだら</u>	<u>KG</u>	097	<u>-----ぎんだら</u>	<u>KG</u>	
			098	<u>-----めかじき</u>	<u>KG</u>	
103	<u>-----きんめだい</u>	<u>KG</u>	102	<u>-----めろ(ディソスティクス属のもの)</u>	<u>KG</u>	
104	<u>-----あゆ</u>	<u>KG</u>	103	<u>-----きんめだい</u>	<u>KG</u>	
099	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>	104	<u>-----あゆ</u>	<u>KG</u>	
			099	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
0303.80	(省略)			0303.80	(省略)		
03.04	<u>魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は 冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。)</u> <u>一生鮮のもの及び冷蔵したもの</u> <u>--めかじき(クスィフィアス・グラディウス)</u> <u>--めろ(ディソスティクス属のもの)</u> <u>--その他のもの</u> <u>--フィレ</u> <u>----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウ ス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) 、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(ス コムベル属のもの)、いわし(エトルメウス 属、サルディノプス属又はエングラウリス属 のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテ ルス属のもの)及びさんま(コロラビス属の もの)</u> <u>----その他のもの</u> <u>----くろまぐろ</u> <u>----みなみまぐろ</u> <u>----その他のもの</u> <u>----その他のもの</u> <u>----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウ ス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) 、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベ ル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サル ディノプス属又はエングラウリス属のもの) 、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属の もの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>			03.04	<u>魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は 冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。)</u> <u>一生鮮のもの及び冷蔵したもの</u> <u>--フィレ</u> <u>--にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス 属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) 、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベ ル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サル ディノプス属又はエングラウリス属のもの) 、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属の もの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> <u>----その他のもの</u> <u>----くろまぐろ</u> <u>----みなみまぐろ</u> <u>----その他のもの</u> <u>----その他のもの</u> <u>----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウ ス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) 、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベ ル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サル ディノプス属又はエングラウリス属のもの) 、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属の もの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>		
0304.11 000		KG		0304.10			
0304.12 000		KG		110			
0304.19							
110							
191				191			KG
192				192			KG
199				199			KG
910				210			KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	<u>の)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> <u>-----その他のもの</u> <u>920 -----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u> <u>930 -----さめ</u> <u>991 -----くろまぐろ</u> <u>992 -----みなみまぐろ</u> <u>999 -----その他のもの</u> <u>-冷凍したフィレ</u> <u>0304.21 000 -----めかじき(クスィフィアス・グラディウス)</u> <u>0304.22 000 -----めろ(ディソステイクス属のもの)</u> <u>0304.29 100 -----その他のもの</u> <u>-----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> <u>の)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> <u>-----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u> <u>-----さめ</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----くろまぐろ</u> <u>-----みなみまぐろ</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-冷凍したフィレ</u> <u>-----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----まぐろ(くろまぐろ及びみなみまぐろを除く。)</u> <u>-----くろまぐろ</u>			220	<u>の)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> <u>-----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u> <u>-----さめ</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----くろまぐろ</u> <u>-----みなみまぐろ</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-冷凍したフィレ</u> <u>-----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----まぐろ(くろまぐろ及びみなみまぐろを除く。)</u> <u>-----くろまぐろ</u>			
		KG		230			KG	
				291			KG	
				292			KG	
				299			KG	
				0304.20				
				010				
					091			
					092			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>---その他もの</u>			093	<u>---かじき (めかじきを除く。)</u>		<u>KG</u>
910	<u>----まぐろ (くろまぐろ及びみなみまぐろを除く。)</u>	<u>KG</u>		094	<u>----みなみまぐろ</u>		<u>KG</u>
920	<u>----くろまぐろ</u>	<u>KG</u>		096	<u>----めかじき</u>		<u>KG</u>
930	<u>----かじき (めかじきを除く。)</u>	<u>KG</u>		100	<u>----めろ (ディソスティクス属のもの)</u>		<u>KG</u>
940	<u>----みなみまぐろ</u>	<u>KG</u>		099	<u>----その他もの</u>		<u>KG</u>
950	<u>----さけ科のもの</u>	<u>KG</u>					
990	<u>----その他もの</u>	<u>KG</u>					
	<u>-他のもの</u>				<u>-他のもの</u>		
0304.91	<u>000</u> <u>--めかじき (クスィフィアス・グラディウス)</u>	<u>KG</u>		0304.90			
0304.92	<u>000</u> <u>--めろ (ディソスティクス属のもの)</u>	<u>KG</u>					
0304.99	<u>--他のもの</u> <u>----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカブテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</u> <u>----にしん (クルペア属のもの) 及びたら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</u>				<u>--にしん (クルペア属のもの) 及びたら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</u>		<u>KG</u>
	<u>----たら (冷凍すり身のものに限る。)</u>			011	<u>--にしん</u>		
	<u>-----すけそうだらのもの</u>	<u>KG</u>			<u>--たら</u>		
111	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>		013	<u>-----冷凍すり身のもの</u>		
112					<u>-----すけそうだらのもの</u>		<u>KG</u>

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	119 <u>-----その他のもの</u>			KG	014 <u>-----その他のもの</u>		
	120 <u>-----ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</u>			KG	019 <u>-----その他のもの</u>		
	<u>-----その他のもの</u>			KG	020 <u>-----ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</u>		
	910 <u>-----バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u>			KG	030 <u>-----バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</u>		
	920 <u>-----さめ</u>			KG	040 <u>-----さめ</u>		
	930 <u>-----ししやも</u>			KG	050 <u>-----ししやも</u>		
	<u>-----その他のもの</u>			KG	<u>-----その他のもの</u>		
	991 <u>-----くろまぐろ</u>			KG	091 <u>-----くろまぐろ</u>		
	992 <u>-----ふぐ</u>			KG	094 <u>-----ふぐ</u>		
	993 <u>-----いとより (すり身のものに限る。)</u>			KG	095 <u>-----いとより (すり身のものに限る。)</u>		
	994 <u>-----みなみまぐろ</u>			KG	096 <u>-----みなみまぐろ</u>		
	999 <u>-----その他のもの</u>			KG	099 <u>-----その他のもの</u>		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
04.02	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			04.02	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)				
0402.10	—粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。) —砂糖を加えたもの —— <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略) ——その他のもの —— <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略) —砂糖その他の甘味料を加えていないもの ——脂肪分が全重量の5%を超えるもの ——脂肪分が全重量の30%以下のもの —— <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認		KG	0402.10	—粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。) —砂糖を加えたもの —— <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略) ——その他のもの —— <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略) —砂糖その他の甘味料を加えてないもの ——脂肪分が全重量の5%を超えるもの ——脂肪分が全重量の30%以下のもの —— <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認		KG		
110				110					
221				221					
0402.21				0402.21					
111				111					

2007 年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
0402.99	もの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	KG	119	条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	KG		
	-----その他のもの				-----その他のもの				
	-----その他のもの	KG	KG	121	-----その他のもの	KG	KG		
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの				-----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの				
	-----その他のもの	KG	KG	129	-----その他のもの	KG	KG		
	-----その他のもの				-----その他のもの				
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	KG	211	-----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	KG		
	(省 略)				(省 略)				
	---その他のもの				---その他のもの				
	---脂肪分が全重量の8%を超えるもの				---脂肪分が全重量の8%を超えるもの				
	---加圧容器入りにしたホイップドクリーム				---加圧容器入りにしたホイップドクリーム				
	---その他のもの				---その他のもの				
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認				-----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
04.03	<p>大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)</p> <p>210 ——— <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。) (省略)</p> <p>—その他のもの</p> <p>—滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>—脂肪分が全重量の1.5%以下のもの</p> <p>——バターミルクパウダーその他の固形状の物品</p> <p>——— <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの</p>	KG		210	<p>を受けて輸入するもの (省略)</p> <p>—— <u>農畜産業振興事業団</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。) (省略)</p> <p>—その他のもの</p> <p>—滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>—脂肪分が全重量の1.5%以下のもの</p> <p>——バターミルクパウダーその他の固形状の物品</p> <p>——— <u>農畜産業振興事業団</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同</p>	KG			
0403.90				04.03					

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
111	もの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -----砂糖を加えたもの (省略) ---脂肪分が全重量の1.5%を超えるもの ----バターミルクパウダーその他の固形状の物品 -----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		111	条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -----砂糖を加えたもの (省略) ---脂肪分が全重量の1.5%を超えるもの ----バターミルクパウダーその他の固形状の物品 -----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
121	-----砂糖を加えたもの (省略) ---脂肪分が全重量の26%を超えるもの ----バターミルクパウダーその他の固形状の物品 -----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		121	-----砂糖を加えたもの (省略) ---脂肪分が全重量の26%を超えるもの ----バターミルクパウダーその他の固形状の物品 -----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
131	-----砂糖を加えたもの (省略)	KG		131	-----砂糖を加えたもの (省略)	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧							
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位				
		I	II			I	II			
04.04 0404.10 111	<p>ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然の組成成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>—ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>—減菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料をえたもの</p> <p>——脂肪分が全重量の5%以下のもの</p> <p>———独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>———砂糖を加えたもの (省略)</p> <p>——その他のもの</p> <p>———独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承</p>			04.04 0404.10 111	<p>ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然の組成成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>—ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>—減菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料をえたもの</p> <p>——脂肪分が全重量の5%以下のもの</p> <p>———農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>———砂糖を加えたもの (省略)</p> <p>——その他のもの</p> <p>———農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて</p>			K G		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
04.05	151 認を受けて輸入するもの -----砂糖を加えたもの (省略)	KG		151 輸入するもの -----砂糖を加えたもの (省略)	KG				
0405.10	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリース プレッド 一バター --脂肪分が全重量の85%以下のもの ---独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳 生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規 定する数量の範囲内で輸入するもの及び同條 第2項に規定する農林水産大臣の承認を受け て輸入するもの (省略) --その他のもの ---独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳 生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規 定する数量の範囲内で輸入するもの及び同條 第2項に規定する農林水産大臣の承認を受け て輸入するもの (省略)	KG	04.05 0405.10	110 110 210 210 0405.20	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリース プレッド 一バター --脂肪分が全重量の85%以下のもの ---農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給 金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量 の範囲内で輸入するもの及び同條第2項に規 定する農林水産大臣の承認を受けて輸入する もの (省略) --その他のもの ---農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給 金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量 の範囲内で輸入するもの及び同條第2項に規 定する農林水産大臣の承認を受けて輸入する もの (省略) --デイリースプレッド ---農畜産業振興事業団が加工原料乳生 産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定す る数量の範囲内で輸入するもの及び同條第2項	KG KG KG KG KG			
0405.20	010			010					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
0405.90	に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの --その他のもの --その他のもの --脂肪分が全重量の85%以下のもの 110 -- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 190 -- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 210 -- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)	KG	KG	090 0405.90 110 190 210	農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの --その他のもの --その他のもの --脂肪分が全重量の85%以下のもの -- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)	KG	KG	KG	KG
04.06 0406.10	チーズ及びカード --フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード --乾燥固形分が全重量の48%以下のもの（1個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にした			04.06 0406.10 020					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	010 090 0406.20 0406.30 0406.40	ものに限る。) ——その他のもの ——プロセスチーズの原料として使用するチーズ 及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ 及びカード、第0406.40号のブルーベインドチ ーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォル ティにより得られる模様を含むチーズ並びに 第0406.90号のその他のチーズについて、関税 割当制度による数量（以下この項において「共 通の限度数量」という。）以内のもの ——その他のもの (省 略) (省 略) —ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウ ム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチ ーズ (省 略)	KG KG KG KG KG	010 090 0406.20 0406.30 0406.40	味重量が5キログラムを超える直接包装にした ものに限る。) ——その他のもの ——プロセスチーズの原料として使用するチーズ 及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ 及びカード、第0406.40号のブルーベインドチ ーズ並びに第0406.90号のその他のチーズに ついて、関税割当制度による数量（以下この項 において「共通の限度数量」という。）以内の もの ——その他のもの (省 略) (省 略) —ブルーベインドチーズ (省 略)	KG KG (省 略)			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
05.11	(削除)			05.03 0503.00 000	馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)			KG
0511.99	(削除)			05.09 0509.00 010 090	動物性の海綿 —課税価格が1キログラムにつき3,600円以上もの の —その他のもの			KG
120	動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの (省略) —その他のもの ——馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)並びに蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血 ——馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。) ——腱、筋及び原皮くず ——その他のもの			0511.99 110 190 200	動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及び第1類又は第3類の動物で生きいないもののうち食用に適しないもの (省略) —その他のもの ——蚕種、動物の精液、 ^{けん} 腱、筋、原皮くず及び乾燥した血 ——腱、筋及び原皮くず ——その他のもの ——その他のもの			KG KG KG
110	——腱、筋及び原皮くず		KG					
190	——その他のもの		KG					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
210	<u>一一一動物性の海綿</u> <u>一一一課税価格が1キログラムにつき3,600円以上</u> <u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>						
290	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>						
900	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
06.03	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） <u>一生鮮のもの</u> 0603.11 000 0603.12 000 0603.13 000 0603.14 000 0603.19 010 090 0603.90			06.03 0603.10	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） <u>一生鮮のもの</u> 010 020 030 040 050 090 0603.90			
	--ばら --カーネーション --らん --菊 --その他のもの --ユリ属のもの --その他もの (省 略)	KG	KG	KG	--ラン科のもの --キク属のもの --ユリ属のもの --ばら --カーネーション --その他もの (省 略)	KG	KG	KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II					
07.09	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) (削除) (省略) 一きのこ及びトリフ (省略) (削除)		07.09 <u>0709.10</u>	000	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) <u>アーティチョーク</u> (省略) 一きのこ及びトリフ (省略)		<u>KG</u>		
0709.51	0709.51 --その他もの <u>まつたけ及びトリフ</u> <u>まつたけ</u> <u>トリフ</u> ---その他のもの (省略) (省略)		0709.51 <u>0709.52</u>	000	0709.59 010 ---まつたけ ---その他のもの (省略) (省略)		<u>KG</u>		
0709.59	011 012 ---その他もの (省略) (省略)	<u>KG</u> <u>KG</u>	0709.60		0709.60 010 ---その他もの (省略) (省略)		<u>KG</u>		
0709.60			0709.70		0709.70 010 ---スイートコーン ---その他もの <u>かぼちゃ</u> <u>アーティチョーク</u> ---その他もの		<u>KG</u>		
0709.70			0709.90		0709.90 091 099 ---その他もの		<u>KG</u>		
0709.90	010 ---その他もの ---スイートコーン ---その他もの <u>かぼちゃ</u> <u>アーティチョーク</u> ---その他もの	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	07.11		099 ---その他もの 一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		<u>KG</u>		
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)								

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
0711.20	(省略) (削除) (省略)			0711.20 0711.30	(省略) <u>一ケーパー</u>			<u>KG</u>	
0711.90	—その他の野菜及び野菜を混合したもの —なす（1個の重量が20グラム以下のものに限 る。）、らつきよう及びわらび (省略) —その他のもの ----ごぼう ----その他のもの			0711.90	—その他の野菜及び野菜を混合したもの —なす（1個の重量が20グラム以下のものに限 る。）、らつきよう及びわらび (省略) —その他のもの ----ごぼう ----その他のもの			<u>KG</u>	
093	----なす	KG		093	----なす			<u>KG</u>	
091	<u>----れんこん</u>	KG		091	<u>----れんこん</u>			<u>KG</u>	
092	<u>----ケーパー</u>	KG		092				<u>KG</u>	
094		KG							
099	----その他のもの	KG		099	----その他のもの			<u>KG</u>	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
08.02	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) (省 略) (省 略)			08.02	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) (省 略) (省 略)			
0802.50				0802.50				
0802.60 000	<u>一マカダミアナット</u>	<u>KG</u>		0802.90	<u>一その他のもの</u>			
0802.90	<u>一その他のもの</u>	<u>KG</u>		100	<u>一一びんろう子</u>	<u>KG</u>		
	<u>100</u>	<u>KG</u>		200	<u>一一マカダミアナット</u>	<u>KG</u>		
	<u>300</u>	<u>KG</u>		300	<u>一一ペカン</u>	<u>KG</u>		
	<u>900</u>	<u>KG</u>		400	<u>一一その他のもの</u>	<u>KG</u>		
08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) (省 略)			08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) (省 略)			
0805.40 000	一グレープフルーツ <u>(ポメロを含む。)</u> (省 略)	<u>KG</u>	0805.40 000	0805.40 000	一グレープフルーツ (省 略)	<u>KG</u>		
08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。) (省 略) (削除)			08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。) (省 略)			
0810.90 210	(省 略) 一その他のもの 一一ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及び			0810.30 000	一ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー (省 略)	<u>KG</u>		
				0810.90 210	一ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及び			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
08. 12	291 299	ごれんし ——その他のもの ——ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー ——その他のもの	KG KG	290	ごれんし ——その他のもの	KG KG			
0812. 90	300	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。) (省略) —その他のもの (省略) —グレープフルーツ <u>(ポメロを含む。)</u> (省略)	KG	08. 12 0812. 90 300	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。) (省略) —その他のもの (省略) —グレープフルーツ (省略)	KG			
08. 13	0813. 50	乾燥果実(第08. 01項から第08. 06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したものの (省略) —この類のナット又は乾燥果実を混合したもの —ナット又は乾燥果実の单一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802. 90号のナット(びんろう子を除く。)又は第0813. 10号から第0813. 40号ま	KG	08. 13 0813. 50 010	乾燥果実(第08. 01項から第08. 06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したものの (省略) —この類のナット又は乾燥果実を混合したもの —ナット又は乾燥果実の单一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802. 90号のナット(びんろう子及びマカダミアナットを除く。)又は第0813. 10	KG			
0813. 50	010								

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	での乾燥果実のいずれかを含むものを除く。) (省略)		KG		号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれか を含むものを除く。) (省略)		KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位	
							I	II
09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの		09.06		けい皮及びシンナモンツリーの花 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの			
0906.11 000	—けい皮 (キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ)	KG	0906.10 000					KG
0906.19 000	—その他のもの	KG						
0906.20	(省 略)		0906.20		(省 略)			
09.10	しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料 (省 略) (削 除)		09.10		しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料 (省 略) —月けい樹の葉及びタイム			
			0910.40	100	—小売用の容器入りにしたもの			KG
				210	—その他もの			KG
				220	—破碎及び粉碎のいずれもしないもの			KG
			0910.50	000	—破碎し又は粉碎したもの			KG
					—カレー			KG
					—その他の香辛料			
0910.91	(削 除)		0910.91		(省 略)			
0910.99	—その他の香辛料 (省 略)		0910.99		—その他のもの			
				100	—小売用の容器入りにしたもの			KG
				210	—その他もの			KG
				220	—破碎及び粉碎のいずれもしないもの			KG
					—破碎し又は粉碎したもの			KG
911	—カレー							
	—その他のもの							
	——小売用の容器入りにしたもの							
	——月けい樹の葉及びタイム							
919	——その他のもの							
	———その他のもの							
	———月けい樹の葉及びタイム							

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>991</u> <u>-----破碎及び粉碎のいずれもしないもの</u> <u>992</u> <u>-----破碎し又は粉碎したもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>993</u> <u>-----破碎及び粉碎のいずれもしないもの</u> <u>994</u> <u>-----破碎し又は粉碎したもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	第10類 穀物				第10類 穀物				
	注				注				
	1 (A) (省略)				1 (a) (省略)				
	(B) (省略)				(b) (省略)				
	2 (省略)				2 (省略)				
10.01 1001.10	小麦及びメスリン —デュラム小麦 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの —その他のもの —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	010 090	MT MT	10.01 1001.10 010 090 1001.90	小麦及びメスリン —デュラム小麦 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの —その他のもの —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	MT MT			
10.03 1003.00	大麦及び裸麦 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法			10.03 1003.00	大麦及び裸麦 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
10.06 1006.10	律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)			10.06 1006.10	律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)				
010	米 ーもみ —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米殻等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米殻等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行つた米殻(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の返還に係るもので輸入されるもの —その他のもの —精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。) —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行			010	米 ーもみ —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米殻等として輸入されるもの、同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米殻等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第72条第1項の規定により政府が貸付けを行つた米殻(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の返還に係るもので輸入されるもの —その他のもの —精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。) —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行				
090	MT MT	090	MT MT	1006.30	090	090	090	090	
1006.30									
010				010					

2007 年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
1008.90 021	(省略) —その他の穀物 (省略) ——その他のもの ———ライ麦 ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)			1008.90 021	(省略) —その他の穀物 (省略) ——その他のもの ———ライ麦 ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)			
MT	MT							

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
11.01 1101.00	小麦粉及びメスリン粉 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)			11.01 1101.00	小麦粉及びメスリン粉 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)				
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） (省略) (削除)			11.02 1102.30	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） (省略) <u>一米粉</u> —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第62条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの —その他のもの				
1102.90 110	—その他のもの —大麦粉及び裸麦粉 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び			1102.90 090 110	—その他のもの —大麦粉及び裸麦粉 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び			MT MT	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ——その他のもの ——ライ小麦粉	MT	MT	190	同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ——その他のもの ——ライ小麦粉	MT	MT	
190	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT	MT	210	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT	MT	
210	——その他のもの				290	——その他のもの	MT	MT
290	——米粉	MT	MT	300	——その他のもの	MT		
310	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ——その他のもの ——その他のもの	MT	MT					
390		MT	MT					
900		MT						
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット —ひき割り穀物及び穀物のミール			11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット —ひき割り穀物及び穀物のミール			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
1103.11 1103.19	---小麦のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ---その他の穀物のもの ----大麦又は裸麦のもの 110 190 210	MT MT MT	MT MT MT	1103.11 1103.19 110 190 210	---小麦のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ---その他の穀物のもの ----大麦又は裸麦のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ----その他のもの ----ライ麦のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ---米のもの	MT MT MT MT MT	MT MT MT MT		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	510 ——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第30条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第31条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法 <u>第34条第1項第3号</u> に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	MT		510	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第60条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第62条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法 <u>第65条第1項第3号</u> に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	MT			
1103.20	—ペレット —小麦のもの			1103.20	—ペレット —小麦のもの				
110	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第42条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第45条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	MT		110	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第67条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第70条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	MT			
310	—とうもろこし又は米のもの ——とうもろこしのもの ——米のもの	MT		310	—とうもろこし又は米のもの ——とうもろこしのもの ——米のもの	MT			
350	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第30条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第31条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡し			350	——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第60条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第62条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡し				

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	に係る米穀等として輸入されるもの並びに 同法第34条第1項第3号に規定する政令で 定める米穀等のうち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明を受けて輸入され るもの ----その他もの --大麦又は裸麦のもの	MT	MT	390	に係る米穀等として輸入されるもの並びに 同法第65条第1項第3号に規定する政令で 定める米穀等のうち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明を受けて輸入され るもの ----その他もの --大麦又は裸麦のもの	MT	MT
	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び 同法第45条第1項ただし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定めるところにより 農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ----その他もの --ライ小麦のもの	MT	MT	410	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び 同法第70条第1項ただし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定めるところにより 農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ----その他もの --ライ小麦のもの	MT	MT
	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び 同法第45条第1項ただし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定めるところにより 農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	MT	MT	490	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び 同法第70条第1項ただし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定めるところにより 農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ----その他もの --ライ小麦のもの	MT	MT
11.04	その他の加工穀物(例えば、穀を除き、ロールにかけ、 フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗 くひいたもの。第10.06項の米を除く。)及び穀物の胚 芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又	11.04			その他の加工穀物(例えば、穀を除き、ロールにかけ、 フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗 くひいたもの。第10.06項の米を除く。)及び穀物の胚 芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
1104.19	はひいたものに限る。) (省 略) --その他穀物のもの ----小麦又はライ小麦のもの -----小麦のもの			1104.19	はひいたものに限る。) (省 略) --その他穀物のもの ----小麦又はライ小麦のもの -----小麦のもの				
111	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第42条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第45条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----ライ麦のもの	KG	KG	111	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第67条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第70条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----ライ麦のもの	KG	KG		
119	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第42条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第45条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) ----とうもろこし又は米のもの ----とうもろこしのもの ----米のもの	KG	KG	119	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第67条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第70条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) ----とうもろこし又は米のもの ----とうもろこしのもの ----米のもの	KG	KG		
121	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第42条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第45条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	KG		121	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第67条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第70条第1項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	KG			
210	-----とうもろこし又は米のもの ----米のもの			210	-----とうもろこし又は米のもの ----米のもの				
250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第30条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第31条</u> の規定による連名による			250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第60条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第62条</u> の規定による連名による				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
1104.29	410	る申込みに応じて行う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等として輸入されるも の並びに同法第34条第1項第3号に規定 する政令で定める米穀等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略) ---大麦又は裸麦のもの ---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び 同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) ---その他の穀物のもの ---小麦又はライ小麦のもの ----小麦のもの	KG	1104.29	410	る申込みに応じて行う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等として輸入されるも の並びに同法第65条第1項第3号に規定 する政令で定める米穀等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略) ---大麦又は裸麦のもの ---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び 同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) ---その他の穀物のもの ---小麦又はライ小麦のもの ----小麦のもの	KG	KG	
	111	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----ライ小麦のもの	KG	111	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----ライ小麦のもの	KG	KG		
	119		KG	119		KG			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	121 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ----米のもの	KG		121	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ----米のもの	KG			
	250 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG			
	290 -----その他のもの ----大麦又は裸麦のもの	KG		290	-----その他のもの ----大麦又は裸麦のもの	KG			
	410 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		410	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
11.08 1108.11 010	(省略) でん粉及びイヌリン —でん粉 ——小麦でん粉 ——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)		KG	11.08 1108.11 010	(省略) でん粉及びイヌリン —でん粉 ——小麦でん粉 ——政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)		KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
12.07	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)			12.07		その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)		
1207.20	(削除) (省略)			1207.10 000 1207.20	<u>一油やしの実及びパーム核</u> (省略)		MT	
1207.40	(削除) (省略)			1207.30 000	<u>一ひまの種</u>		MT	
1207.50	(省略)			1207.40		(省略)		
	(削除)			1207.50		(省略)		
	—その他のもの			1207.60 000	<u>一サフラワーの種</u>		MT	
1207.91	(省略)			1207.91		—その他のもの		
1207.99	<u>—その他もの</u>			1207.99		(省略)		
010	<u>——大麻の種</u>	MT		010	<u>——大麻の種</u>		MT	
020	<u>——油やしの実及びパーム核</u>	MT						
030	<u>——ひまの種</u>	MT						
040	<u>——サフラワーの種</u>	MT						
090	<u>——その他のもの</u>	MT		090	<u>——その他のもの</u>		MT	
12.09	は播種用の種、果実及び胞子 (省略) (削除)			12.09		は播種用の種、果実及び胞子 (省略)		
1209.29	<u>——その他のもの</u>			1209.26 000 1209.29 000	<u>——チモシーの種</u> <u>——その他のもの</u>		KG KG	
010	<u>——チモシーの種</u>	KG						
090	<u>——その他のもの</u>	KG						
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これ			12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これ		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位		
		I	II				I	II	
1211.90	<p>らに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>(削除) (省略)</p> <p>—その他のもの</p> <p>——ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花、<u>大黄及び甘草</u></p> <p>——セメンシナその他のサントニン採取用のもの、 <u>麻黄及び沈香</u></p> <p>——甘草</p> <p>——その他のもの (省略)</p>			1211.10	000	<p>らに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>—甘草 (省略)</p> <p>—その他のもの</p> <p>——ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花<u>及び大黄</u></p> <p>——セメンシナその他のサントニン採取用のもの、 <u>麻黄及び沈香</u></p> <p>——その他のもの (省略)</p>			KG
110					110				
120									
190					190				
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わ			12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わ			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
1212.20	ない。) 並びに主として食用に供する果実の核及び仁 その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・イン テュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含 むものとし、他の項に該当するものを除く。) (削除) (省略) (削除)			1212.10 000 1212.20 1212.30 000	ない。) 並びに主として食用に供する果実の核及び仁 その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・イン テュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含 むものとし、他の項に該当するものを除く。) <u>一ローカストビーン(種を含む。)</u> (省略) <u>一あんず、桃(ネクタリンを含む。) 又はプラムの核</u> <u>及び仁</u>		KG	
1212.91	—その他のもの (省略)			1212.91	—その他のもの (省略)		KG	
1212.99	——その他のもの (省略)			1212.99	——その他のもの (省略)		KG	
200	———チコリーの根 <u>———ローカストビーン(種を含む。) 及びさとうき び</u> <u>———ローカストビーン(種を含む。)</u>	KG		200 400 300	———チコリーの根 <u>———さとうきび</u> <u>———その他のもの</u>		KG	
310		KG					KG	
320		KG					KG	
910	<u>———さとうきび</u> <u>———その他のもの</u> <u>———あんず、桃(ネクタリンを含む。) 又はプラ ムの核及び仁</u> <u>———その他のもの</u>	KG					KG	
990		KG						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、パルサム） (削除)			13.01 1301.10	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、パルサム） —ラック —セラックその他の精製ラック —シードラック —その他のもの			
1301.20	(省略)			1301.20	(省略)			KG
1301.90	—その他のもの 100 —セラックその他の精製ラック —その他のもの 910 —シードラック 920 ——その他のラック 990 ——その他のもの	KG	KG	1301.90 000	—その他のもの			KG
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） (省略) (削除)			13.02 1302.14	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） (省略) —除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの —除虫菊エキス —その他のもの —その他のもの —飲料のもと			KG
1302.19	—その他のもの —飲料のもと			1302.19				KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
	<u>110</u> <u>植物性の一種類の原料から得たもの</u>	<u>KG</u>		<u>110</u> <u>植物性の一種類の原料から得たもの</u>		<u>KG</u>		
	<u>120</u> <u>その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>120</u> <u>その他のもの</u>		<u>KG</u>		
	<u>120</u> <u>除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの</u>			<u>210</u> <u>生漆</u>		<u>KG</u>		
	<u>310</u> <u>除虫菊エキス</u>	<u>KG</u>		<u>220</u> <u>大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン</u>		<u>KG</u>		
	<u>390</u> <u>その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>231</u> <u>アルコール分が50%以上のもの</u>		<u>KG</u>		
	<u>390</u> <u>その他のもの</u>			<u>239</u> <u>その他のもの</u>		<u>KG</u>		
	<u>210</u> <u>生漆</u>	<u>KG</u>						
	<u>220</u> <u>大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン</u>	<u>KG</u>						
	<u>220</u> <u>その他のもの</u>							
	<u>231</u> <u>アルコール分が50%以上のもの</u>	<u>KG</u>						
	<u>239</u> <u>その他のもの</u>	<u>KG</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号	品名	単位 I II			
	第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品					
	注 1及び2 (省略) <u>3 第14.04項には、木毛(第44.05項参照)及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第96.03項参照)を含まない。</u> (削除)		注 1及び2 (省略) <u>3 第14.02項には、木毛(第44.05項参照)を含まない。</u> <u>4 第14.03項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第96.03項参照)を含まない。</u>					
14.04	(削除) (削除) 植物性生産品(他の項に該当するものを除く。) (削除) (省略) <u>—その他のもの</u> <u>—主として詰物として使用する植物性材料(支持物</u>	14.02 1402.00 000 14.03 1403.00 000 14.04 1404.10 000 1404.20 1404.90 100	<u>主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)</u> <u>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)</u> 植物性生産品(他の項に該当するものを除く。) <u>—主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</u> <u>—その他のもの</u> <u>—除虫菊かす</u>			KG KG KG KG		
1404.20								
1404.90								

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)、主としてほうき又はブラシに使用的する植物性材料(束ねてあるかないかを問わない。)、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット(殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)及び種</u>			200	<u>雁皮並びにナット(殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)及び種</u>		
110	<u>――主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)</u>			300	<u>たぶの木又はへちまのもの</u>		
120	<u>――主としてほうき又はブラシに使用的する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)</u>	KG		410	<u>水ごけ</u>		
130	<u>――主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</u>	KG		491	<u>かしわの葉</u>		
140	<u>――除虫菊かす</u>	KG		492	<u>さるとりいばらの葉</u>		
200	<u>――雁皮並びにナット(殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)及び種</u>	KG		499	<u>その他のもの</u>		
300	<u>――たぶの木又はへちまのもの</u>	KG					
410	<u>――水ごけ</u>	KG					
	<u>――その他のもの</u>						
	<u>――かしわの葉及びさるとりいばらの葉</u>						
491	<u>――かしわの葉</u>	KG					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>492</u> <u>499</u>								

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
15.15		その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省略) (削除) (省略)			15.15		その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省略) <u>桐油及びその分別物</u> (省略)		
1515.50					1515.40	000			KG
1515.90		-その他のもの --オイチシカ油及びその分別物並びに桐油及びその分別物 ---桐油及びその分別物 ---その他のもの --カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物 (省略)			1515.50				KG
	110		KG		1515.90	100	-その他のもの --オイチシカ油及びその分別物		
	190		KG				-カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物 (省略)		
15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。) (省略)			15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。) (省略)		
1517.10					1517.10				
1517.90		-その他のもの --動物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したもの)			1517.90	010	-その他のもの --動物性油脂又はその分別物の混合物(その他の調製をしたものを除く。)		KG
						020	--植物性油脂又はその分別物の混合物(その他の調製をしたものを除く。)		KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>除く。)を含み、その他の調製をしたもの</u> 110 <u>――完全に又は部分的に、水素添加し、インターホ ステル化し、リエステル化し又はエライジン化 したもの</u> <u>――その他のもの</u> 190 <u>――植物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は 部分的に、水素添加し、インターホステル化し、 リエステル化し又はエライジン化したもの(精製 してあるかないかを問わず、更に調製したものを 除く。)を含み、その他の調製をしたもの</u> 210 <u>――完全に又は部分的に、水素添加し、インターホ ステル化し、リエステル化し又はエライジン化 したもの</u> <u>――その他のもの</u> 290 <u>――離型油</u> 300 <u>――ショートニング</u> 400 <u>――その他のもの</u> 900			030 <u>――離型油</u> 091 <u>――その他のもの</u> 099 <u>――ショートニング</u> <u>――その他のもの</u>			<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 注 1及び2 (省略) 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で <u>完全に覆つた</u> 調製品を含まない(第18.06項参照)。 4 (省略)							
19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		
1901.10	(省略)			1901.10	(省略)		
1901.20	—第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 —穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有			1901.20	—第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 —穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
122	<p>量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食 じ 餌療法用のものを除く。) 及び第 04. 01 項から第 04. 04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天 然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において 全重量の 30%以上のものに限る。） (省 略)</p> <p>一一一米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、 ひき割したもの、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、 これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児 食用又は食餌療法用のものを除く。） 一一一米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、 大麥產品（裸麦產品を含む。）及びでん粉の うち、米產品が最大の重量を占めるもの 一一一政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律<u>第 30 条</u>の規定により輸入す るもの、同法<u>第 31 条</u>の規定による連名に による申込みに応じて行う政府の買入れ及 び売渡しに係る米穀等として輸入される もの並びに同法<u>第 34 条第 1 項第 3 項</u>に 規定する政令で定める米穀等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの</p>			122	<p>量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食 じ 餌療法用のものを除く。) 及び第 04. 01 項から第 04. 04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天 然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において 全重量の 30%以上のものに限る。） (省 略)</p> <p>一一一米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、 ひき割したもの、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、 これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児 食用又は食餌療法用のものを除く。） 一一一米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、 大麥產品（裸麦產品を含む。）及びでん粉の うち、米產品が最大の重量を占めるもの 一一一政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律<u>第 60 条</u>の規定により輸入す るもの、同法<u>第 62 条</u>の規定による連名に による申込みに応じて行う政府の買入れ及 び売渡しに係る米穀等として輸入される もの並びに同法<u>第 65 条第 1 項第 3 項</u>に 規定する政令で定める米穀等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの</p>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
	128	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の うち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が 最大の重量を占めるもの	KG	128	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の うち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が 最大の重量を占めるもの	KG		
	131	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律 <u>第 42 条</u> の規定により輸入す るもの及び同法 <u>第 45 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの		131	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律 <u>第 67 条</u> の規定により輸入す るもの及び同法 <u>第 70 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの			
	139	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の うち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大 の重量を占めるもの	KG KG	139	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の うち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大 の重量を占めるもの	KG KG		
	141	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律 <u>第 42 条</u> の規定により輸入す るもの及び同法 <u>第 45 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの		141	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律 <u>第 67 条</u> の規定により輸入す るもの及び同法 <u>第 70 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの			
	149	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の	KG KG	149	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の	KG KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位				
		I	II			I	II			
1901. 90	151 うち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ---米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。) ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) -その他のもの --穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の	KG	KG	151	うち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ---米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。) ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) -その他のもの --穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の	162	KG	KG	1901. 90	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
142	<p>一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米產品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>一一一米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>一一一米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、大麥產品（裸麥產品を含む。）及びでん粉のうち、米產品が最大の重量を占めるもの</p> <p>一一一一政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律<u>第 30 条</u>の規定により輸入するもの、同法<u>第 31 条</u>の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入される</p>			142	<p>一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米產品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>一一一米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>一一一米產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、大麥產品（裸麥產品を含む。）及びでん粉のうち、米產品が最大の重量を占めるもの</p> <p>一一一一政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律<u>第 60 条</u>の規定により輸入するもの、同法<u>第 62 条</u>の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入される</p>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
	148 もの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	KG KG		148	もの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	KG KG		
	151 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの			151	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの			
	159 -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦を含む。）が最大の重量を占めるもの	KG KG		159	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦を含む。）が最大の重量を占めるもの	KG KG		
	161 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証			161	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
169	明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の うち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの	KG KG		169	明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉の うち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの	KG KG		
171	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定 に関する法律第42条の規定により輸 入するもの及び同法第45条第1項た だし書に規定する政令で定める麦等の うち政令で定めるところにより農林水 産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ----もち、だんごその他これらに類する米産品(育 児食用又は食餌療法用のものを除く。) (省略) -----その他のもの	KG		171	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定 に関する法律第67条の規定により輸 入するもの及び同法第70条第1項た だし書に規定する政令で定める麦等の うち政令で定めるところにより農林水 産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) ----もち、だんごその他これらに類する米産品(育 児食用又は食餌療法用のものを除く。) (省略) -----その他のもの	KG		
587	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律第30条の規定により輸入す るもの、同法第31条の規定による連名に による申込みに応じて行う政府の買入れ及 び売渡しに係る米穀等として輸入される もの並びに同法第34条第1項第3項に 規定する政令で定める米穀等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証			587	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律第60条の規定により輸入す るもの、同法第62条の規定による連名に による申込みに応じて行う政府の買入れ及 び売渡しに係る米穀等として輸入される もの並びに同法第65条第1項第3項に 規定する政令で定める米穀等のうち政令 で定めるところにより農林水産大臣の証			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
19.04	明を受けて輸入されるもの (省略)	KG		19.04	明を受けて輸入されるもの (省略)	KG		
1904.10	穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えは、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) —穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 (省略) —米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品 —米のもの —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入さ			1904.10	穀物又は穀物產品を膨脅させて又はいつて得た調製食料品(例えは、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) —穀物又は穀物產品を膨脅させて又はいつて得た調製食料品 (省略) —米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脅させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品 —米のもの —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入さ			
211				211				

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
1904. 20	れるもの	KG	KG	1904. 20	れるもの	KG	KG
	----その他もの				----その他もの		
	---小麦（ライ小麦を含む。）のもの				---小麦（ライ小麦を含む。）のもの		
	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 42 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 45 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの				----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 67 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 70 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	----その他もの				----その他もの		
	---小麦（ライ小麦を含む。）のもの				---小麦（ライ小麦を含む。）のもの		
	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 42 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 45 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの				----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 67 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 70 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	(省略)				(省略)		
	一いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品				一いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品		
	(省略)				(省略)		
	一米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて				一米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脅させて又はいつて		

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
211	得た物品の含有量が全重量の 50%以上の調製食料品 ——米のもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 30 条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第 31 条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法 <u>第 34 条第 1 項第 3 項</u> に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		211	得た物品の含有量が全重量の 50%以上の調製食料品 ——米のもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 60 条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第 62 条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法 <u>第 65 条第 1 項第 3 項</u> に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	
212	———その他のもの	KG	KG	212	———その他のもの	KG	KG
221	——小麦（ライ小麦を含む。）のもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 42 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 45 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		221	——小麦（ライ小麦を含む。）のもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 67 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 70 条第 1 項ただし書</u> に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	
229	———その他のもの ——大麦（裸麦を含む。）のもの	KG	KG	229	———その他のもの ——大麦（裸麦を含む。）のもの	KG	KG
231	———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 42 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 45 条第 1 項ただし書</u> に規定			231	———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第 67 条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第 70 条第 1 項ただし書</u> に規定		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
1904.30	010	する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) —ブルガ—小麦 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	1904.30	010	する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略) —ブルガ—小麦 —政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	
1904.90	090	—その他のもの —その他のもの —米のもの (省略) —その他もの	KG KG	1904.90	090	—その他のもの —その他のもの —米のもの (省略) —その他もの	KG KG	
	120	—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	120	130	—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの —その他もの	KG KG	
	130	—その他もの	KG			—その他もの	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
210	---小麦又はライ小麦のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			210	---小麦又はライ小麦のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			
290	----その他のもの ---大麦又は裸麦のもの	KG	KG	290	----その他のもの ---大麦又は裸麦のもの	KG	KG	
310	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	KG	KG	310	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	KG	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
		I II			I II		
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) (省略) <u>(c) 第19.05項のベーカリー製品その他の物品</u> (d) (省略) 2~6 (省略)			第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) (省略) <u>(c) (省略)</u> 2~6 (省略)				
20.05 2005.10 S 2005.80 <u>2005.91</u> 100 900 2005.99 111	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。) (省略) <u>—その他の野菜及び野菜を混合したもの</u> <u>——たけのこ</u> <u>——砂糖を加えたもの</u> <u>——その他のもの</u> <u>——その他のもの</u> <u>——砂糖を加えたもの</u> <u>——豆(さや付きのものを除く。)</u> <u>———気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)</u> <u>———その他のもの</u> <u>——その他のもの</u> <u>———その他のもの</u>		20.05 2005.10 S 2005.80 <u>2005.90</u> 111 119 190	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。) (省略) <u>—その他の野菜及び野菜を混合したもの</u> <u>——砂糖を加えたもの</u> <u>——豆(さや付きのものを除く。)</u> <u>———気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)</u> <u>———その他のもの</u> <u>——その他のもの</u> <u>———その他のもの</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>のトマトの調製品を含むものに限る。)</u>	<u>KG</u>		<u>210</u>	<u>---たけのこ</u>		<u>KG</u>
119	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>			<u>-----ヤングコーンコブ</u>		
190	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>221</u>	<u>-----気密容器入りのもの</u>		<u>KG</u>
	<u>-----その他のもの</u>			<u>229</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>-----ヤングコーンコブ</u>			<u>230</u>	<u>-----豆(さや付きのものを除く。)</u>		<u>KG</u>
211	<u>-----気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>		<u>240</u>	<u>-----サワークラウト</u>		<u>KG</u>
219	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>			<u>-----その他のもの</u>		
220	<u>-----豆(さや付きのものを除く。)</u>	<u>KG</u>			<u>-----気密容器入りのもの(容器とともに1個の重量</u>		
230	<u>-----サワークラウト</u>	<u>KG</u>			<u>が10キログラム以下のものに限る。)</u>		
	<u>-----その他のもの</u>			<u>291</u>	<u>-----にんにくの粉</u>		<u>KG</u>
	<u>-----気密容器入りのもの(容器とともに1個の重</u>			<u>292</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>量が10キログラム以下のものに限る。)</u>				<u>-----その他のもの</u>		
911	<u>-----にんにくの粉</u>	<u>KG</u>		<u>293</u>	<u>-----にんにくの粉</u>		<u>KG</u>
919	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>299</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>-----その他のもの</u>						
991	<u>-----にんにくの粉</u>	<u>KG</u>					
999	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>					
20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		20.09		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
2009.11	(省略)			2009.11	(省略)		
2009.19				2009.19			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2009.21 ↓ 2009.90	—グレープフルーツ <u>(ポメロを含む。)</u> ジュース (省略)			2009.21 ↓ 2009.90	—グレープフルーツジュース (省略)				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
21.06 2106.10 2106.90 517 214	調製食料品（他の項に該当するものを除く。） (省 略) —その他のもの (省 略) ——その他のもの ———米、小麦（ライ麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品 ———米の含有量が全重量の30%を超えるもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第30条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第31条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法 <u>第34条第1項第3号</u> に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) ———その他のもの ———小麦（ライ麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第42条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第45条第1項</u> ただし		KG	21.06 2106.10 2106.90 517 214	調製食料品（他の項に該当するものを除く。） (省 略) —その他のもの (省 略) ——その他のもの ———米、小麦（ライ麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品 ———米の含有量が全重量の30%を超えるもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第60条</u> の規定により輸入するもの、同法 <u>第62条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法 <u>第65条第1項第3号</u> に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) ———その他のもの ———小麦（ライ麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの ———政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第67条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第70条第1項</u> ただし	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの （省 略） -----ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第1212.20号の物品のもの -----ひじき（ヒジキア・フスィフオルミス） -----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。） -----その他のもの -----その他のもの	KG KG KG KG KG TH KG KG	215 215 216 216 297 298 299	書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの （省 略） -----ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第1212.20号の物品のもの -----ひじき（ヒジキア・フスィフオルミス） -----その他のもの（調味したものを除く。） -----その他のもの -----その他のもの	KG KG KG KG KG KG KG			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第22類 飲料、アルコール及び食酢 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.53項参照) (d)～(f) (省略) 2～3 (省略)			第22類 飲料、アルコール及び食酢 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.51項参照) (d)～(f) (省略) 2～3 (省略)			
22.08 2208.40 000	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール 分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュー ルその他のアルコール飲料 (省略) <u>ーラム</u> その他これに類する発酵したさとうきびの製 品から得た蒸留酒 (省略)	L	22.08 2208.40 000	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール 分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュー ルその他のアルコール飲料 (省略) <u>ーラム</u> 及び <u>タフィア</u> (省略)	L	

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位		
			I	II				I	II	
23.02	010 090	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)	MT MT MT MT MT MT MT MT MT MT	2302.10 2302.20 2302.30 2302.40 2302.50 2306.70 2306.90	23.02	000 000 000 000 000 000 000 000 000 000	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)	(省略) 一米のもの (省略) 一その他の穀物のもの (省略) 一他の植物性の油かす (省略) 一とうもろこしの胚芽油かす はい 一その他のもの	MT MT MT MT MT MT MT MT MT MT	
2302.10		(省略)			2302.10		(省略)			
2302.30		(削除)			2302.20		一米のもの			
2302.40		(省略)			2302.30		(省略)			
		<u>—その他の穀物のもの</u>			2302.40		<u>—その他の穀物のもの</u>			
		<u>—米のもの</u>			2302.50		(省略)			
		<u>—その他のもの</u>								
2302.50		(省略)								
23.06		その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)			23.06		その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)			
		(省略)					(省略)			
		(削除)								
		<u>—その他のもの</u>								
		<u>—とうもろこしの胚芽油かす</u>								
		<u>　　はい</u>								
		<u>—その他のもの</u>								

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） (省 略)		25.06		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） (省 略)				
2506.10	<u>一けい岩</u>		2506.10		<u>一けい岩</u>		<u>MT</u>		
<u>2506.20</u>	<u>010</u> <u>一一粗のもの及び粗削りしたもの</u> <u>090</u> <u>一一その他のもの</u>	<u>MT</u> <u>MT</u>	<u>2506.21</u> <u>000</u> <u>2506.29</u> <u>000</u>		<u>一一粗のもの及び粗削りしたもの</u> <u>一一その他のもの</u>		<u>MT</u> <u>MT</u>		
25.08	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース (省 略) (削 除) (省 略)		25.08		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース (省 略) <u>一デカラライジングアース及びフーラーズアース</u> (省 略)				
2508.10			2508.10 2508.20	000			<u>MT</u>		
25.13	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー <u>一パミストーン</u>		25.13		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー <u>一パミストーン</u> <u>一一粗のもの及び不規則な形状のもの（破碎したもの（ビムスキー）を含む。）</u> <u>一一その他のもの</u>				
<u>2513.10</u>	<u>000</u>	<u>KG</u>	<u>2513.11</u> <u>000</u> <u>2513.19</u> <u>000</u>				<u>KG</u> <u>KG</u>		
2513.20	(省 略)		2513.20		(省 略)				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
25.16				25.16					
2516.11	(省 略)			2516.11					
2516.12	(省 略)			2516.12					
<u>2516.20</u>	<u>000</u>	<u>一砂岩</u>	<u>MT</u>	<u>2516.21</u>	<u>000</u>	<u>—砂岩</u>	<u>MT</u>		
				<u>2516.22</u>	<u>000</u>	<u>—粗のもの及び粗削りしたもの</u>	<u>MT</u>		
						<u>—のこぎりでひくことその他の方法により長方形</u>	<u>MT</u>		
						<u>(正方形を含む。) の塊状又は板状に単に切つたもの</u>	<u>MT</u>		
2516.90	(省 略)			2516.90		(省 略)			
<u>25.24</u>	<u>石綿</u>	<u>MT</u>	<u>MT</u>	<u>25.24</u>	<u>000</u>	<u>石綿</u>	<u>MT</u>		
<u>2524.10</u>	<u>000</u>	<u>—クロシドライト</u>		<u>2524.00</u>	<u>000</u>				
<u>2524.90</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの</u>							

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第26類 鉱石、スラグ及び灰			第26類 鉱石、スラグ及び灰					
注 1 (省略) 2 (省略) 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。 (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の <u>スラグ、灰及び残留物</u> （第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。） (b) ^ひ 素を含有する <u>スラグ、灰及び残留物</u> で、 ^ひ 素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）			注 1 (省略) 2 (省略) 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。 (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の <u>灰及び残留物</u> （第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。） (b) ^ひ 素を含有する <u>灰及び残留物</u> で、 ^ひ 素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）					
号注 1 (省略) 2 ^ひ 素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する <u>スラグ、灰及び残留物</u> で、 ^ひ 素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。			号注 1 (省略) 2 ^ひ 素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する <u>灰及び残留物</u> で、 ^ひ 素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。					
26.20		<u>スラグ、灰及び残留物</u> （ ^ひ 素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）		26.20	<u>灰及び残留物</u> （ ^ひ 素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		
注	(省略)		注	(省略)		
号注	1及び2 (省略)		号注	1及び2 (省略)		
3	第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。		3	第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、 <u>第2707.40号及び第2707.60号</u> において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。		
4	(省略)		4	(省略)		
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省略) (削除) (省略)		27.07 <u>2707.60</u> 000	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省略) <u>—フェノール</u> (省略)		KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品			第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品		
注			注			
1 (A) (省略)			1 (a) (省略)			
(B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。			(b) 第28.43項又は第28.46項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。			
2及び3 (省略)			2及び3 (省略)			
	第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
注			注			
1 (省略)			1 (省略)			
2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで及び第28.52項の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。			2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（第28.38項参照）、第28.43項から第28.46項までの有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。			
(a)～(d) (省略)			(a)～(d) (省略)			
(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジアン、ハロゲン化ジアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粹であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）			(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジアン、ハロゲン化ジアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.51項参照）（カルシウムシアナミド（純粹であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）			
3～8 (省略)			3～8 (省略)			
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省略)		28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省略)		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
2811.29	(削除) --その他もの ----四酸化二窒素及び二酸化硫黄 110 120 900			2811.23 2811.29	000 010 090	--二酸化硫黄 --その他もの ----四酸化二窒素 ----二酸化硫黄 ----その他もの	<u>KG</u>	
28.24	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛 (省略) (削除)			28.24		鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛 (省略) --鉛丹及びオレンジ鉛		
2824.10	<u>2824.90</u> --その他もの --鉛丹及びオレンジ鉛 --その他もの			2824.10 2824.20 2824.90	000 000	--その他もの	<u>KG</u>	<u>KG</u>
28.25	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 (省略)			28.25		ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 (省略)		
2825.90	<u>2825.90</u> --その他もの --酸化第一すず及び酸化第二すず --酸化ベリリウム --その他もの			2825.90	010 020 030 090	--その他もの --酸化ベリリウム --水銀の酸化物 --酸化第一すず及び酸化第二すず --その他もの	<u>KG</u>	<u>KG</u>
28.26	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニ酸			28.26		ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニ酸		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II					
2826.12	塩その他のふつ素錯塩 一ふつ化物 (削除) (省略)		2826.11	000	塩その他のふつ素錯塩 一ふつ化物 <u>一一アンモニウム又はナトリウムのもの</u> (省略)		KG		
<u>2826.19</u>	<u>--その他のもの</u>		<u>2826.19</u>	000	<u>--その他のもの</u>		KG		
	010 <u>--アンモニウム又はナトリウムのもの</u>	KG							
	090 <u>--その他のもの</u>	KG							
2826.30	(削除) (省略)		2826.20	000	<u>一ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩</u> (省略)		KG		
<u>2826.90</u>	<u>--その他のもの</u>		<u>2826.90</u>		<u>--その他のもの</u>				
	100 <u>--ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩</u>	KG							
	<u>--その他のもの</u>								
	910 <u>--フルオロタンタル酸カリウム</u>	KG		010	<u>--フルオロタンタル酸カリウム</u>		KG		
	990 <u>--その他のもの</u>	KG		090	<u>--その他のもの</u>		KG		
28.27	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略) (削除) (削除) (省略) (削除)		28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略)				
	<u>--その他のもの</u>			2827.33	000	<u>--鉄のもの</u>	KG		
	<u>--一亜鉛のもの</u>			2827.34	000	<u>--コバルトのもの</u>	KG		
2827.35	(省略)		2827.35			(省略)			
	<u>--その他のもの</u>			2827.36	000	<u>--亜鉛のもの</u>	KG		
<u>2827.39</u>	<u>--その他のもの</u>			2827.39		<u>--その他のもの</u>			
	<u>--一水銀の塩化物</u>				010	<u>--一水銀の塩化物</u>	KG		
	<u>--その他のもの</u>				090	<u>--その他のもの</u>	KG		
	100 <u>--一亜鉛のもの</u>	KG							
	<u>--その他のもの</u>								

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	910 920 990 (省 略)	<u>----鉄のもの</u> <u>----コバルトのもの</u> <u>----その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>						
28.30	硫化物及び多硫化物 (多硫化物については、化学的に单一であるかないかを問わない。) (省 略)			28.30	硫化物及び多硫化物 (多硫化物については、化学的に单一であるかないかを問わない。) (省 略)				
2830.10	(削 除) (削 除)			2830.10 2830.20 000 2830.30 000 2830.90	<u>一硫化亜鉛</u> <u>一硫化カドミウム</u> <u>一その他のもの</u>			<u>KG</u> <u>KG</u>	
2830.90	<u>一その他のもの</u> 010 020 090 --硫化亜鉛 --三硫化アンチモン --その他のもの		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	100 210 220	<u>--三硫化アンチモン</u> <u>--その他のもの</u> <u>--水銀の硫化物</u> <u>--その他のもの</u>			<u>KG</u> <u>KG</u>	
28.33	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩) (省 略)			28.33	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩) (省 略)				
2833.24	(削 除)			2833.23 000	<u>--クロムのもの</u>			<u>KG</u>	
2833.25	(省 略)			2833.24		(省 略)			
2833.27	(削 除)			2833.25 2833.26 000		(省 略)			
2833.29	(省 略)			2833.27 2833.29 000	<u>--亜鉛のもの</u> <u>--その他のもの</u>	(省 略)			
	<u>--その他のもの</u> <u>--亜鉛のもの</u>	<u>KG</u>						<u>KG</u>	
	100								

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
28.35	<p>——その他もの <u>910</u> -----クロムのもの <u>990</u> -----その他のもの (省 略)</p> <p>ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩)については、化学的に单一であるかないと問わない。 (省 略) (削 除) (省 略)</p> <p><u>2835.29</u></p> <p>——その他もの <u>010</u> -----三ナトリウムのもの <u>090</u> -----その他のもの (省 略)</p>	<p><u>KG</u></p> <p><u>KG</u></p>		<p>28.35</p> <p><u>2835.23</u> <u>000</u></p> <p><u>2835.29</u> <u>000</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩)については、化学的に单一であるかないと問わない。 (省 略)</p> <p><u>——三ナトリウムのもの</u> (省 略)</p> <p><u>——その他もの</u></p> <p>(省 略)</p>				
28.36	<p>炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (削 除) (省 略) (削 除) (省 略)</p>	<p><u>KG</u></p> <p><u>KG</u></p>		<p>28.36</p> <p><u>2836.10</u> <u>000</u></p> <p><u>2836.70</u> <u>000</u></p>	<p>炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの <u>—商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他のアンモニアの炭酸塩</u> (省 略)</p> <p><u>—鉛の炭酸塩</u> (省 略)</p>				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
28.39	(削除)		28.38		雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩		KG		
2839.90	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品 (省略) (削除)	KG	28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品 (省略)		KG		
010	<u>—その他のもの</u>	KG	2839.20	000	<u>—カリウムのもの</u>		KG		
090	<u>——カリウムのもの</u>	KG	2839.90	000	<u>——その他のもの</u>		KG		
2841.41	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 (削除) (削除)	KG	28.41		オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 <u>—アルミニ酸塩</u>		KG		
2841.30	(省略)		2841.10	000	<u>—クロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)</u>		KG		
2841.50	<u>—その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩</u>	KG	2841.20	000	(省略)		KG		
010	<u>——クロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)</u>	KG	2841.30		<u>—その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩</u>		KG		
090	<u>——その他のもの</u>	KG	2841.50	000			KG		
2841.90	(省略) <u>—その他のもの</u>	KG	2841.90	000	(省略) <u>—その他のもの</u>		KG		
010	<u>——アルミニ酸塩</u>	KG							
090	<u>——その他のもの</u>	KG							

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
28.42	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アルミノけい酸塩(化学的に单一であるかないかを問わない。)を含むものとし、アジ化物を除く。) (省略) <u>—その他のもの</u> <u>--雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩</u> <u>--その他のもの</u> (削除)			28.42 2842.10 2842.90 000 28.51 2851.00 000	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アルミノけい酸塩(化学的に单一であるかないかを問わない。)を含むものとし、アジ化物を除く。) (省略) <u>—その他のもの</u> <u>その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧縮空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)</u> (新規)		
2842.10							KG
<u>2842.90</u>	<u>010</u>	<u>KG</u>					
	<u>090</u>	<u>KG</u>					
<u>28.52</u>	<u>水銀の無機又は有機の化合物(アマルガムを除く。)</u> <u>—認証標準物質</u> <u>—無機化合物及びその製品</u> <u>--硫酸塩</u> <u>--写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤)</u> <u>その他これらに類する調製品を除く。)及び写真用の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>					KG
<u>2852.00</u>	<u>100</u>	<u>KG</u>					
	<u>210</u>	<u>KG</u>					
	<u>220</u>	<u>KG</u>					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>291</u> <u>一一一水銀の炭化物</u> <u>299</u> <u>一一一その他のもの</u> <u>—有機化合物及びその製品</u> <u>—植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、</u> <u>エーテル、エステルその他の誘導体</u> <u>911</u> <u>一一一タンニン及びその誘導体</u> <u>919</u> <u>一一一その他のもの</u> <u>920</u> <u>一一たんぱく質系物質及びその誘導体(アルブミナ—</u> <u>トその他のアルブミン誘導体を除く。)</u> <u>990</u> <u>一一その他のもの</u> <u>28.53</u> <u>2853.00</u> <u>000</u> <u>その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)</u>		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>						

(新規)

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第29類 有機化学品			第29類 有機化学品		
注			注			
1~4 (省略)			1~4 (省略)			
5 (A) (省略)			5 (a) (省略)			
(B) (省略)			(b) (省略)			
(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ 次に定めるところによりその所属を決定する。			(c) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ 次に定めるところによりその所属を決定する。			
(1)及び(2) (省略)			(1)及び(2) (省略)			
(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の 結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29 類の数字上の配列において最後となる項に属する。			(新規)			
(D) (省略)			(d) (省略)			
(E) (省略)			(e) (省略)			
6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原 子のほか硫黄、 ^{ヨウ} 砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合してい る有機化合物に限る。			6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原 子のほか硫黄、 ^{ヨウ} 砒素、 <u>水銀</u> 、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合 している有機化合物に限る。			
第29.30項（有機硫黄化合物）及び第29.31項（その他のオルガノインオルガニック 化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、か つ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与 える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。			第29.30項（有機硫黄化合物）及び第29.31項（その他のオルガノインオルガニック 化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、か つ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与 える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。			
7及び8 (省略)			7及び8 (省略)			
号注			号注			
1 (省略)			1 (省略)			
2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。			(新規)			
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2903.15	000	(省略) <u>一二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)</u>	KG	2903.15	000	(省略) <u>-1・2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)</u>	KG		
2903.19	S	(省略)		2903.19	S	(省略)			
2903.29		<u>一非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及び よう素化誘導体</u>		2903.29		<u>一非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及び よう素化誘導体</u>			
2903.31	000	<u>--二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジブロモエタン)</u>	KG	110		<u>--臭化メチル</u>	KG		
2903.39		<u>--その他のもの</u>		190		<u>--その他のもの</u>	KG		
		<u>---臭素化誘導体</u>				<u>--その他のもの</u>			
	011	<u>----臭化メチル</u>	KG			<u>----ふつ素化誘導体</u>			
	019	<u>----その他のもの</u>	KG	310		<u>----ペルフルオロメタン</u>	KG		
		<u>---ふつ素化誘導体</u>		320		<u>----ペルフルオロエタン</u>	KG		
	021	<u>----ペルフルオロメタン</u>	KG	330		<u>----ジフルオロメタン (HFC-32)</u>	KG		
	022	<u>----ペルフルオロエタン</u>	KG	340		<u>----ペンタフルオロエタン (HFC-125)</u>	KG		
	023	<u>----ジフルオロメタン (HFC-32)</u>	KG	350		<u>----1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)</u>	KG		
	024	<u>----ペンタフルオロエタン (HFC-125)</u>	KG	360		<u>----1, 1, 1-トリフルオロエタン (HFC-143a)</u>	KG		
	025	<u>----1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)</u>	KG			<u>----1, 1-ジフルオロエタン (HFC-152a)</u>	KG		
	026	<u>----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a)</u>	KG	370		<u>----その他のもの</u>	KG		
	027	<u>----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)</u>	KG	390		<u>----その他のもの</u>	KG		
	029	<u>----その他のもの</u>	KG	990			KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2903.41 ↓ 2903.49	090 —その他もの —非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) (省 略)	KG		2903.41 ↓ 2903.49	—非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) (省 略)				
2903.51 2903.52 2903.59 2903.61	000 —飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 —1・2・3・4・5・6—ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。) —アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO) —クロルデン —アルドリン及びヘプタクロル —その他のもの —ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン、テトラブロモシクロオクタン及びヘキサブロモシクロドデカン —その他のもの —芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 (省 略)	KG KG KG KG KG KG KG		2903.51 000 —飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 —1・2・3・4・5・6—ヘキサクロロシクロヘキサン (新規)	—非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) —オクタクロロテトラヒドロメタノインダン(クロルデン) —その他のもの —ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン、テトラブロモシクロオクタン及びヘキサブロモシクロドデカン —その他のもの —芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 (省 略)				
				2903.59 010 022 029 2903.61					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2903.62	000	—ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1・トリクロロー-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)	KG	2903.62	000	—ヘキサクロロベンゼン及びDDT (1・1・1-トリクロロー-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)	KG		
2903.69		(省 略)		2903.69		(省 略)			
29.05		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (削除) (省 略)		29.05		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) —ペンタノール (アミルアルコール) 及びその異性体 (省 略)	KG		
29.06		環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (削除)		29.06		環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) —テルピネオール	KG		
2906.19	100	—その他のもの —ボルネオール及びテルピネオール	KG	2906.14	000	—その他のもの —ボルネオール	KG		
	900	—その他のもの (省 略)	KG	2906.19	010	—その他のもの —ボルネオール	KG		
					020	—その他のもの (省 略)	KG		
29.07		フェノール及びフェノールアルコール (省 略) (削除)		29.07		フェノール及びフェノールアルコール (省 略) —キシレノール及びその塩	KG		
				2907.14	000				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名	単位			
			I	II		I	II		
2907.15	(省略)		2907.15		(省略)				
2907.19	――その他のもの		2907.19		――その他のもの				
100	――キシレノール及びその塩	KG							
	――その他のもの								
910	――单核一価フェノール	KG	010		――单核一価フェノール			KG	
990	――その他のもの	KG	090		――その他のもの			KG	
29.08	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.08		フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	――ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩		2908.10		――ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩				
2908.11	000	――ペンタクロロフェノール (ISO)	KG	100	――臭素化誘導体			KG	
2908.19		――その他のもの		200	――その他のもの			KG	
	100	――臭素化誘導体	KG	2908.20	000	――スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル		KG	
	900	――その他のもの	KG			――その他のもの		KG	
	――その他のもの		2908.90	000		――その他のもの		KG	
2908.91	000	――ジノセブ (ISO) 及びその塩	KG						
2908.99	000	――その他のもの	KG						
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
	(省 略) (削 除) (省 略)			2909.42	000	(省 略) —エチレングリコール又はジエチレングリコール のモノメチルエーテル (省 略)		<u>KG</u>
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.10		三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2910.10 \\$	(省 略)			2910.10 \\$		(省 略)		
2910.30				2910.30		(新 規)		
2910.40	<u>000</u> <u>—ディルドリン (ISO, INN)</u>	<u>KG</u>		2910.90		(省 略)		
2910.90	(省 略)							
29.12	アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド (省 略) (削 除) (省 略)			29.12 2912.13	000	アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド (省 略) —ブタナール(ブチルアルデヒド又はノルマルーブチルアルデヒド) (省 略)		<u>KG</u>
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロ			29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロ		

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
2915.11		ゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 -き酸並びにその塩及びエステル (省略)			2915.11		ゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 -き酸並びにその塩及びエステル (省略)		
2915.13		-酢酸及びその塩並びに無水酢酸 (省略) (削除) (削除) (省略)			2915.13		-酢酸及びその塩並びに無水酢酸 (省略)		
2915.21		<u>--他のもの</u> <u>--酢酸ナトリウム</u> <u>--酢酸コバルト</u> <u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>		2915.21		<u>--酢酸ナトリウム</u> <u>--酢酸コバルト</u> <u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>	
2915.24		<u>--酢酸ナトリウム</u> <u>--酢酸コバルト</u> <u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>		2915.24		<u>--酢酸ナトリウム</u> <u>--酢酸コバルト</u> <u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>	
2915.29	010	<u>--酢酸ナトリウム</u> <u>--酢酸コバルト</u> <u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>		2915.29	<u>000</u>	<u>--酢酸ナトリウム</u> <u>--酢酸コバルト</u> <u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>	
2915.31	020				2915.31				
2915.33	090				2915.33				
2915.36	000	<u>--酢酸ジノセブ (ISO)</u>	<u>KG</u>		2915.34	<u>000</u>	<u>--酢酸イソブチル</u>	<u>KG</u>	
2915.39	100	<u>--酢酸イソブチル</u> <u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>		2915.35	<u>000</u>	<u>--酢酸-2-エトキシエチル</u>	<u>KG</u>	
	910	<u>--酢酸-2-エトキシエチル</u>	<u>KG</u>		2915.39	<u>000</u>	<u>--酢酸のエステル</u>	<u>KG</u>	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
29.16	990 ———その他のもの (省略)		KG	29.16			(省略)		
2916.35		不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)			不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)				
2916.36	000 ——ビナパクリル (ISO)		KG	2916.35			(省略)		
2916.39		(省略)		2916.39			(新規)		
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) (削除) (省略)		29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)			
2917.34	010 ——その他のオルトフタル酸エステル ——オルトフタル酸ジブチル 090 ———その他のもの (省略)		KG	2917.31 000	——オルトフタル酸ジブチル (省略)			KG	
29.18	カルボン酸 (他の酸素官能基を有するものに限る。)		KG	2917.34 000	——その他のオルトフタル酸エステル			KG	
				29.18		カルボン酸 (他の酸素官能基を有するものに限る。)			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
2918.11 S	並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 —アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略)			2918.11 S	並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 —アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略)			
2918.16				2918.16				
2918.18 000	<u>—クロロベンジレート (ISO)</u> (省 略)	KG		2918.19				
2918.19	—フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略)			2918.21 S	—フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略)			
2918.21 S				2918.30 2918.90 000				
2918.30	<u>—その他のもの</u>				<u>—その他のもの</u>			
2918.91 000	<u>—2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル</u>	KG						KG
2918.99 000	<u>—その他のもの</u>	KG						
29.19	<u>りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>			2919.00 000	<u>りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2919.10 2919.90	<u>トリス(2・3-ジブロモプロピル)ホスフェート</u> <u>—その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>		29.20	<u>誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>		<u>KG</u>		
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 <u>—チオリン酸エステル(ホスホロチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>			2920.10 2920.90	<u>2920.10 000</u> <u>(省 略)</u>	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 <u>—チオリン酸エステル(ホスホロチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>		<u>KG</u>	
2920.11 2920.19 2920.90	<u>—パラチオン(I SO)及びパラチオンメチル(I SO)(メチルパラチオン)</u> <u>—その他のもの</u> <u>(省 略)</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>		2921	<u>2921.12 000</u>	<u>アミン官能化合物</u> <u>(省 略)</u> <u>—ジエチルアミン及びその塩</u> <u>(省 略)</u>		<u>KG</u>	
29.21	アミン官能化合物 <u>(省 略)</u> <u>(削 除)</u> <u>(省 略)</u>			29.22	<u>2922.22 000</u>	アミン官能化合物 <u>(省 略)</u> <u>—ジエチルアミン及びその塩</u> <u>(省 略)</u>		<u>KG</u>	
29.22	酸素官能のアミノ化合物 <u>(省 略)</u> <u>(削 除)</u> <u>(省 略)</u>					酸素官能のアミノ化合物 <u>(省 略)</u> <u>—アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩</u> <u>(省 略)</u>		<u>KG</u>	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 —非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) <u>——フルオロアセトアミド (ISO)、モノクロトホス (ISO) 及びホスファミド (ISO)</u> (省略)			29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 —非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) (新規) (省略)		
2924.11 <u>2924.12</u>	<u>000</u>			2924.11			
29.25	カルボキシimid官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物 —イミド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) <u>——イミン及びその誘導体並びにこれらの塩</u> <u>——クロルジメホルム (ISO)</u> <u>——その他のもの</u> <u>———クロルヘキシジン及びその塩</u> <u>———その他のもの</u>			29.25	カルボキシimid官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物 —イミド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) <u>——イミン及びその誘導体並びにこれらの塩</u> <u>——クロルヘキシジン及びその塩</u> <u>——その他のもの</u>		
2925.11 <u>2925.19</u>	<u>000</u>			2925.11 <u>2925.19</u> <u>2925.20</u>	2925.11 <u>2925.19</u> <u>010</u> <u>090</u>		
2925.21 <u>2925.29</u>	<u>100</u> <u>900</u>						
29.30	有機硫黄化合物 (削除)			29.30 <u>2930.10</u> <u>2930.20</u>	29.30 <u>000</u>	有機硫黄化合物 <u>—ジチオカルボナート (キサントゲン酸塩)</u>	
2930.20							

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
\$ 2930.40	(省 略)			\$ 2930.40	(省 略)				
<u>2930.50</u> <u>000</u>	<u>一カプタホール(ISO)及びメタミドホス(ISO)</u>	<u>KG</u>		<u>2930.90</u> <u>000</u>	<u>(新規)</u>				
<u>2930.90</u>	<u>ーその他のもの</u>			<u>2930.90</u> <u>000</u>	<u>ーその他のもの</u>			<u>KG</u>	
	<u>100</u>	<u>--ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)</u>	<u>KG</u>						
	<u>900</u>	<u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>						
29.36	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) (削除) (省略)			29.36 <u>2936.10</u> <u>000</u>	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) ープロビタミン(混合してないものに限る。) (省略)			<u>KG</u>	
29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 ーあへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) (省略)			29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 ーあへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) (省略)				
2939.11				2939.11					
2939.19				2939.19					
<u>2939.20</u> <u>000</u>	<u>ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩</u>	<u>KG</u>			<u>ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩</u>				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(省略)			2939.21 2939.29	000 000	—キニーネ及びその塩 —その他のもの	(省略)	KG KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
第30類 医療用品 注 1~3 (省 略) 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材 (外科用又は歯科用の吸收性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。) 及び切開創縫合用の接着剤 (殺菌したものに限る。) (b) (省 略) (c) 外科用又は歯科用の吸收性止血材 (殺菌したものに限る。) 並びに外科用又は歯科用の癒着防止材 (殺菌したものに限るものとし、吸收性であるかを問わない。) (d)~(k) (省 略) (l) 造瘻術用と認められるもの (例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板)			第30類 医療用品 注 1~3 (省 略) 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤 (殺菌したものに限る。) (b) (省 略) (c) 外科用又は歯科用の吸收性止血材 (殺菌したものに限る。) (d)~(k) (省 略) (新 規)				
30.01	臓器療法用の腺その他の器官 (乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかを問わない。) 及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質 (他の項に該当するものを除く。) (削 除)	30.01 <u>3001.10</u>	<u>100</u> <u>200</u>	臓器療法用の腺その他の器官 (乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかを問わない。) 及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質 (他の項に該当するものを除く。) <u>腺その他の器官 (乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかを問わない。)</u> <u>—熊胆</u> <u>—その他のもの</u>		KG	KG

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位
		I	II		I	II	
3001.20	(省略)			3001.20	(省略)		
3001.90	-その他のもの			3001.90	-その他のもの		
	010 --せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織	KG		100	--せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織	KG	
	020 --ヘパリン及びその塩	KG		200	--ヘパリン及びその塩	KG	
	030 --熊胆	KG		300	--その他のもの	KG	
	090 --その他のもの	KG					
30.04	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）			30.04	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		
3004.32	(省略) --コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの	KG (I. I.)		3004.32 000	(省略) --コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの	KG (I. I.)	
30.06	(省略)				(省略)		
3006.10	この類の注4の医療用品 --外科用のカットガットその他これに類する縫合材 （外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）			30.06 3006.10 010	この類の注4の医療用品 --外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。） --外科用のカットガットその他これに類する縫合材並びにラミナリア及びラミナリア栓	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>--外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血剤</u>				<u>--その他のもの</u>			<u>(I.I.)</u>	
110	<u>--外科用のカットガットその他これに類する縫合材並びにラミナリア及びラミナリア栓</u>		<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>	<u>090</u>				<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>	
190	<u>--その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>						
910	<u>--その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>						
	<u>--プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ</u>								
991	<u>--メリヤス編み又はクロセ編みのもの</u>		<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>						
	<u>--ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの</u>		<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>						
999	<u>--その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>						
3006.20	(省略)			3006.20					
3006.70	<u>--その他のもの</u>								
3006.91	<u>--^{うう}瘻造設用と認められるもの</u>			3006.70					
	<u>--ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）</u>			3006.80	<u>000</u>	<u>--薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u>		<u>KG</u> <u>(I.I.)</u>	
010			<u>KG</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
3006.92	090 000	<u>一一その他もの</u> <u>一一薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u>	(I. I.) KG (I. I.) KG (I. I.)						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第31類 肥料 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 化学的に单一の化合物 (<u>2 (a)</u> 、 <u>3 (a)</u> 、 <u>4 (a)</u> 又は <u>5</u> のものを除く。) (c) (省略) 2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (a) (省略) <u>(b) (a)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</u> <u>(d) (a)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料</u> 3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (a) (省略) <u>(b) (a)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(c) (a)又は(b)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (a) (省略) <u>(b) (a)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料	第31類 肥料 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 化学的に单一の化合物 (<u>2 (A)</u> 、 <u>3 (A)</u> 、 <u>4 (A)</u> 又は <u>5</u> のものを除く。) (c) (省略) 2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(A) (省略)</u> <u>(B) (A)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</u> <u>(D) (A)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料</u> 3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(A) (省略)</u> <u>(B) (A)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(C) (A)又は(B)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(A) (省略)</u> <u>(B) (A)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名		単位		
				I	II			
5及び6 (省略)			5及び6 (省略)					
31.02	窒素肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) (削除) (省略)		31.02 3102.70 000 3102.80 000 3102.90 000	窒素肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) <u>一カルシウムアナミド</u> (省略) <u>一その他のもの (混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。)</u> <u>一一カルシウムアナミド</u> <u>一一その他のもの</u>			MT	
3102.80 3102.90 010 090		MT MT					MT	
31.03	りん酸肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) (削除) (省略)		31.03 3103.10 3103.20 000 3103.90	りん酸肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) <u>一塩基性スラグ</u> (省略)			MT	
3103.10 3103.90								
31.04	カリ肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (削除) (省略)		31.04 3104.10 000	カリ肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) <u>一カーナリット、シリバイトその他の天然カリウム塩類 (粗のものに限る。)</u> (省略)			MT	

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
32.06	その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に单一であるかないかを問わない。） (省略) (削除) (省略) (削除)			32.06		その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に单一であるかないかを問わない。） (省略) <u>一カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品</u> (省略)		
3206.49	<u>--その他のもの</u> <u>--ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩)をもととした顔料及び調製品</u> <u>--その他のもの</u>			3206.30 000		<u>--ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩)をもととした顔料及び調製品</u> <u>--その他のもの</u>		KG
	100			3206.43 000				KG
	900			3206.49 000				KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
33.01	<p><u>精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディースチレート及びアキュアスソリューション</u></p> <p><u>—精油(かんきつ類の果実のものに限る。)</u></p>			33.01			
3301.12	<u>000</u>	<u>—オレンジのもの</u>	KG	3301.11	000	<u>—ベルガモットのもの</u>	KG
3301.13	<u>000</u>	<u>—レモンのもの</u>	KG	3301.12	000	<u>—オレンジのもの</u>	KG
3301.19		<u>—その他のもの</u>		3301.13	000	<u>—レモンのもの</u>	KG
	<u>100</u>	<u>——ベルガモットのもの</u>	KG	3301.14	000	<u>—ライムのもの</u>	KG
		<u>——その他のもの</u>		3301.19	000	<u>—その他のもの</u>	KG
	<u>210</u>	<u>———ライムのもの</u>	KG				
	<u>290</u>	<u>———その他のもの</u>	KG				
		<u>—精油(かんきつ類の果実のものを除く。)</u>				<u>—精油(かんきつ類の果実のものを除く。)</u>	
3301.24	<u>000</u>	<u>—ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの</u>	KG	3301.21	000	<u>—ゼラニウムのもの</u>	KG
3301.25		<u>—その他のミントのもの</u>		3301.22	000	<u>—ジャスミンのもの</u>	KG
		<u>——ペパーミント油(メンタ・アルヴェンスイスカ</u>		3301.23	000	<u>—ラベンダー又はラバンジン</u>	KG
				3301.24	000	<u>—ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの</u>	KG
				3301.25		<u>—その他のミントのもの</u>	
						<u>——ペパーミント油(メンタ・アルヴェンスイスカ</u>	

2007 年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3301.29	ら採取したものに限る。)				ら採取したものに限る。)		
	011 政令で定める試験方法による総メントール の含有量が全重量の65%を超えるもの	KG		011 政令で定める試験方法による総メントール の含有量が全重量の65%を超えるもの	KG		
	019 その他のもの	KG		019 その他のもの	KG		
	020 その他のペパーミント油	KG		020 その他のペパーミント油	KG		
	030 その他のもの	KG		030 その他のもの	KG		
	—その他もの			3301.26 000	—ベチベルのもの		
	100 ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダ一油、 シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういき よう油、大ういきよう油、プチグレン油、ロー ズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、 イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、 パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモン グラス油及びパチュリ油			3301.29 100	—その他もの		
	200 芳油	KG			3301.29 100	—ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダ一油、 シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういき よう油、大ういきよう油、プチグレン油、ロー ズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、 イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、 パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモン グラス油及びパチュリ油	KG
	—ゼラニウム又はベチベルのもの	KG			220	—その他もの	
	310 ゼラニウムのもの	KG			230	—芳油	
	320 ベチベルのもの	KG				—その他もの	
	400 ラベンダー又はラバンジンのもの	KG					
	—その他のもの	KG					
	910 ジャスミンのもの	KG					
	990 その他のもの	KG					
	3301.30 000 レジノイド	KG	3301.30 000	—レジノイド	KG		
	3301.90 000 ーその他のもの	KG	3301.90 000	—その他のもの	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第34類 せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品		第34類 せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品			
注	1~4 (省略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (a) (省略) (b) (省略) (c) (省略)		注 1~4 (省略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (A) (省略) (B) (省略) (C) (省略)			
34.04 <u>3404.90</u> <u>010</u> <u>090</u>	人造ろう及び調製ろう (削除) (省略) <u>—その他のもの</u> <u>—化学的に変性させたモンタンろうのもの</u> <u>—その他のもの</u>		<u>34.04</u> <u>3404.10</u> <u>000</u> <u>3404.90</u> <u>000</u>	人造ろう及び調製ろう <u>—化学的に変性させたモンタンろうのもの</u> (省略) <u>—その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>

2007 年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位				
		I II			I II				
第38類 各種の化学工業生産品									
注									
<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) 金属、^り素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照）</p> <p>(d) 及び(e) (省略)</p> <p>2~6 (省略)</p>									
号注									
<p>1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。</p> <p><u>アルドリン (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフエン)、カブタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO)、ホスファミドン (ISO) 並びに2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル</u></p>									
注									
<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) 金属、^り素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照）</p> <p>(d) 及び(e) (省略)</p> <p>2~6 (省略)</p>									
号注									
(新規)									

2007 年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
2 (省略)			1 (省略)					
38.05		ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油 その他のテルペソ油(蒸留その他の方法により針葉樹 から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限 る。)、亜硫酸テレビンその他のパラシメン(粗のもの に限る。)及びパイン油(アルファーテルピネオール を主成分とするものに限る。) (省略) (削除)			38.05 3805.10 3805.20 3805.90	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油 その他のテルペソ油(蒸留その他の方法により針葉樹 から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限 る。)、亜硫酸テレビンその他のパラシメン(粗のもの に限る。)及びパイン油(アルファーテルピネオール を主成分とするものに限る。) (省略) —パイン油 —その他のもの		
3805.10	100	<u>—その他のもの</u> <u>—パイン油</u>	KG				KG	
	900	<u>—その他のもの</u>	KG				KG	
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物 生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売 用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にした もの(例えは、硫黄を含ませた帶、しん及びろうそく 並びにはえ取り紙)に限る。) —この類の号注1の物品 —その他のもの		38.08	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物 生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売 用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にした もの(例えは、硫黄を含ませた帶、しん及びろうそく 並びにはえ取り紙)に限る。)			
3808.50	000	<u>—殺虫剤</u> <u>—農薬</u>	KG					
3808.91	010	<u>—その他のもの</u>	KG	3808.10	<u>—農薬</u> <u>—その他のもの</u>		KG	
	091	<u>——小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG		<u>——小売用の形状又は包装にしたもの</u>		KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
3808.92	-----その他のもの				-----その他のもの			
	092 -----殺だに剤	KG		920	-----殺だに剤			
	099 -----その他のもの	KG		990	-----その他のもの			
	-----殺菌剤			3808.20	-----殺菌剤			
	010 -----農薬	KG		100	-----農薬			
	-----その他のもの				-----その他のもの			
	091 -----小売用の形状又は包装にしたもの	KG		910	-----小売用の形状又は包装にしたもの			
	099 -----その他のもの	KG		990	-----その他のもの			
	-----除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤			3808.30	-----除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤			
	010 -----農薬	KG		100	-----農薬			
3808.93	-----その他のもの				-----その他のもの			
	091 -----小売用の形状又は包装にしたもの	KG		910	-----小売用の形状又は包装にしたもの			
	099 -----その他のもの	KG		990	-----その他のもの			
	-----除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤			3808.30	-----除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤			
	010 -----農薬	KG		100	-----農薬			
3808.94	-----その他のもの				-----その他のもの			
	091 -----小売用の形状又は包装にしたもの	KG		910	-----小売用の形状又は包装にしたもの			
	099 -----その他のもの	KG		990	-----その他のもの			
	000 -----消毒剤	KG		3808.40	-----消毒剤			
	-----その他のもの			3808.90	-----その他のもの			
3808.99	010 -----農薬	KG		100	-----農薬			
	090 -----その他のもの	KG		990	-----その他のもの			
				38.21				
	3821.00 微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用 又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）	KG		3821.00	000 微生物用の調製培養剤			
38.21								
38.24	3821.00 鎌物用の鎌型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及	KG		38.24	鎌物用の鎌型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
3824.10	000 ひ調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) 一鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	KG		3824.10 3824.20	000 000	ひ調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) 一鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤 一ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。) 及びエステル	KG	
3824.30	100 一金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物(凝結させてないものに限る。) 一一金属炭化物の混合物 一一その他のもの	KG		3824.30	100 200	一金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物(凝結させてないものに限る。) 一一金属炭化物の混合物 一一その他のもの	KG	
3824.40	000 一セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	KG		3824.40	000	一セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	KG	
3824.50	000 一非耐火性のモルタル及びコンクリート	KG		3824.50	000	一非耐火性のモルタル及びコンクリート	KG	
3824.60	000 一ソルビトール(第2905.44号のものを除く。) 一メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物	KG		3824.60	000	一ソルビトール(第2905.44号のものを除く。) 一非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)を含有する混合物	KG	
3824.71	000 一一クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するものの(Hydrochlorofluorocarbon)(HCF C)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)	KG		3824.71	000	一一非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)を含有するもの	KG	
3824.72	000 一一ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの	KG						
3824.73	000 一一ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を	KG						

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
3824.74	000	含有するもの ——ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を 含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC) を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロ カーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボ ン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)	KG	3824.79	000	——その他のもの	KG		
3824.75	000	——四塩化炭素を含有するもの	KG						
3824.76	000	——1・1・1・トリクロロエタン(メチルクロロホ ルム)を含有するもの	KG						
3824.77	000	——ブロモメタン(メチルブロマイド)又はブロモク ロロメタンを含有するもの	KG						
3824.78	000	——ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフ ルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロ ロフルオロカーボン(CFC)又はハイドロクロ ロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないも のに限る。)	KG						
3824.79	000	——その他のもの ——オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェ ニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポ リ塩化テルフェニル(PCT)又はトリス(2・3 -ジプロモプロピル)ホスフェートを含有する混合 物及び調製品	KG						
3824.81	000	——オキシラン(エチレンオキシド)を含有するもの	KG						
3824.82	000	——ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフ ェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PB							

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
3824.83	000	<u>B) を含有するもの</u> --トリス(2・3-ジプロモプロピル)ホスフェートを含有するもの -その他のもの	<u>KG</u>						
3824.90	100	--チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	<u>KG</u>	3824.90	100	<u>-その他のもの</u> --チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	<u>KG</u>		
	200	--脂肪酸混合物の誘導体	<u>KG</u>		200	--脂肪酸混合物の誘導体	<u>KG</u>		
	300	--ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。) 及びエステル --その他のもの	<u>KG</u>			--その他のもの			
	910	--オクタブロモジフェニルオキシド及びヘpta ブロモジフェニルオキシドを主成分とする混 合物並びにジブロモネオペンチルグリコール を主成分とする混合物	<u>KG</u>	310		--オクタブロモジフェニルオキシド及びヘpta ブロモジフェニルオキシドを主成分とする混 合物並びにジブロモネオペンチルグリコール を主成分とする混合物	<u>KG</u>		
	920	--5'ーりボヌクレオチドカルシウム及び5'ー リボヌクレオチド二ナトリウム --その他のもの	<u>KG</u>	380		--5'ーりボヌクレオチドカルシウム及び5'ー リボヌクレオチド二ナトリウム --その他のもの	<u>KG</u>		
	990		<u>KG</u>	390			<u>KG</u>		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
第39類 プラスチック及びその製品 注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 <u>(a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤</u> <u>(b) (省 略)</u> <u>(c) (省 略)</u> <u>(d) (省 略)</u> <u>(e) (省 略)</u> <u>(f) (省 略)</u> <u>(g) (省 略)</u> <u>(h) 鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第38.11項参照）</u> <u>(i,j) ポリグリコール、シリコーンその他の第39類の重合体をもととした調製液圧液（第38.19項参照）</u> <u>(k) (省 略)</u> <u>(l) (省 略)</u> <u>(m) (省 略)</u> <u>(n) (省 略)</u> <u>(o) (省 略)</u> <u>(p) (省 略)</u> <u>(q) (省 略)</u> <u>(r) (省 略)</u> <u>(s) (省 略)</u> <u>(t) (省 略)</u>	第39類 プラスチック及びその製品 注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (新 規) <u>(a) (省 略)</u> <u>(b) (省 略)</u> <u>(c) (省 略)</u> <u>(d) (省 略)</u> <u>(e) (省 略)</u> <u>(f) (省 略)</u> (新 規) (新 規) <u>(g) (省 略)</u> <u>(h) (省 略)</u> <u>(i,j) (省 略)</u> <u>(k) (省 略)</u> <u>(l) (省 略)</u> <u>(m) (省 略)</u> <u>(n) (省 略)</u> <u>(o) (省 略)</u> <u>(p) (省 略)</u> <u>(q) (省 略)</u>					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
(u) (省略)			(r) (省略)			
(v) (省略)			(s) (省略)			
(w) (省略)			(t) (省略)			
(x) (省略)			(u) (省略)			
(y) (省略)			(v) (省略)			
(z) (省略)			(w) (省略)			
3~11 (省略)			3~11 (省略)			
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		
3907.10	(省略)		3907.10	(省略)		
3907.60			3907.60	(新規)		
3907.70	000 <u>一ポリ乳酸</u>	(省略)		(省略)		
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		
3909.30	(省略) <u>一その他のアミノ樹脂</u> <u>一一ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート</u> <u>一一その他のもの</u>		3909.30 000	(省略) <u>一その他のアミノ樹脂</u>		<u>KG</u>
39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、		39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II					
3911.10	ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (省 略)		3911.10		ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (省 略)				
<u>3911.90</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>3911.90</u>	<u>020</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>—ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート</u>	<u>KG</u>		
030	<u>—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	<u>KG</u>	<u>030</u>	<u>030</u>	<u>—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	<u>—その他もの</u>	<u>KG</u>		
090	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>090</u>		<u>—その他もの</u>	<u>KG</u>		
39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） (省 略) (削 除) (省 略)		39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） (省 略)				
3920.73	<u>—その他のセルロース誘導体製のもの</u>		<u>3920.72</u>	<u>000</u>	<u>—バルカナイズドファイバー製のもの</u>		<u>KG</u>		
<u>3920.79</u>	<u>—バルカナイズドファイバー製のもの</u>		<u>3920.73</u>	<u>000</u>	<u>(省 略)</u>		<u>KG</u>		
010	<u>—その他のセルロース誘導体製のもの</u>	<u>KG</u>	<u>3920.79</u>	<u>000</u>	<u>—その他のセルロース誘導体製のもの</u>		<u>KG</u>		
090	<u>—その他もの</u>	<u>KG</u>							

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第40類 ゴム及びその製品 注 1~3 (省略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができる、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5(B)</u> の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。 (b)~(c) (省略) 5(A) (省略) (i)及び(ii) (省略) (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 <u>(B)</u> の(i)から(iii)までのものを除く。 <u>(B)</u> (省略) 6~9 (省略)	第40類 ゴム及びその製品 注 1~3 (省略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができる、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5(b)</u> の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。 (b)~(c) (省略) 5(a) (省略) (i)及び(ii) (省略) (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 <u>(b)</u> の(i)から(iii)までのものを除く。 <u>(b)</u> (省略) 6~9 (省略)					
40.10	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。) (省略) (削除) (省略)		40.10 <u>4010.13</u> <u>000</u>	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。) (省略) <u>一一プラスチックのみにより補強したもの</u> (省略)		<u>KG</u>

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
		I II			I II		
第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獸皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーやを含む。）、シャモア、ガゼル、 <u>らくだ（ヒトコブラクダを含む。）</u> 、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2及び3 (省 略)			第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獸皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーやを含む。）、シャモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2及び3 (省 略)				
41.03	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。) (削 除) (省 略)		41.03 4103.10 4103.90	010 090	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。) <u>—やぎのもの</u> <u>—なめし過程にないもの</u> <u>—その他のもの</u> (省 略)	NO SM	KG KG
4103.90	—その他のもの —しかのもの				—その他のもの —しかのもの		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	011 019 <u>021</u> <u>029</u> <u>031</u> <u>039</u> 091 099	KG KG KG KG KG KG KG KG		011 019 021 <u>029</u> 091 099	——なめし過程にないもの ——その他のもの ——だちようのもの ——なめし過程にないもの ——その他のもの ——やぎのもの ——なめし過程にないもの ——その他のもの ——その他のもの ——なめし過程にないもの ——その他のもの	KG KG KG KG KG KG KG KG		KG KG KG <u>KG</u> KG KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	(削除)			42.04 4204.00	100 200	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 —ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー —その他のもの		
42.05 4205.00	その他の革製品及びコンポジションレザー製品 —機械用その他の技術的用途に供する種類のもの —ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー —その他のもの —その他のもの			42.05 4205.00 000	000	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	KG	KG
110 190 900		KG KG KG		42.06 4206.10 4206.90	000 000	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の 製品 —カットガット —その他のもの	KG	KG
42.06 4206.00 000	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の 製品	KG						

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
43.01	原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。) (省略) (削除) (省略)			43.01 4301.70 000	原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。) (省略) —あざらしのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) (省略)			NO KG	
43.02	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。) (省略) (削除) (省略)			43.02 4302.13 000	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。) (省略) —子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。) (省略)			NO KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第44類 木材及びその製品並びに木炭			第44類 木材及びその製品並びに木炭					
注 (省略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</u> アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニンゲレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアングン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ			注 (省略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.24号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.13号から第4412.99号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</u> アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニンゲレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアングン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ					
44.02 <u>4402.10</u> <u>4402.90</u>	000 <u>一竹製のもの</u> <u>一その他のもの</u>		44.02 <u>4402.00</u>		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)			

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
44.03	010 --やし殻炭 --その他のもの	MT		010 --やし殻炭		MT	
	091 ---成型したもの	MT		090 --その他のもの		MT	
	092 ---粉状、粒状のもの	MT					
	099 ---その他のもの	MT					
	木材 (粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省 略)		44.03	木材 (粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省 略)			
	4403.49 --その他のもの		4403.49	--その他のもの			
	100 ---ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン ---クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンソン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス ----クルイン又はカプールのもの	CM	100	---ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン ---クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンソン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス ----クルイン又はカプールのもの		CM	
	211 ----粗く角にし又は太鼓落としたもの	CM	211	----粗く角にし又は太鼓落としたもの		CM	
	219 ----その他のもの	CM	219	----その他のもの		CM	
	291 ----チークのもの	CM	291	----チークのもの		CM	
	292 ----ラミンのもの	CM					
	299 ----その他のもの	CM	299	----その他のもの		CM	
	300 ---オクメ、オベチエ、サペリ、シポ、アカジョア フリカ、マコレ及びイロコ	CM	300	---オクメ、オベチエ、サペリ、シポ、アカジョア フリカ、マコレ及びイロコ		CM	

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
44.07	600	———その他のもの (省略) 木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省略) —熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの <u>4407.21</u> <u>000</u> —マホガニー(スウェイエテニア属のもの)	CM	44.07	600	———その他のもの (省略) 木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省略) —熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの <u>4407.22</u> <u>000</u> —バイロラ、インブイア及びバルサ	CM	CM	
4407.25		(省略)			4407.25		(省略)		
4407.26		(省略)			4407.26		(省略)		
4407.27	<u>000</u>	<u>—サペリ</u>	<u>CM</u>				(新規)		
4407.28	<u>000</u>	<u>—イロコ</u>	<u>CM</u>				(新規)		
4407.29		—その他のもの ——ふたばがき科のもの 110 ———かんながけし又はやすりがけしたもの 190 ———その他のもの ——その他のもの 215 ———チークのもの ———その他のもの 291 ———ラミンのもの 299 ———その他のもの	CM	4407.29		—その他のもの ——ふたばがき科のもの 110 ———かんながけし又はやすりがけしたもの 190 ———その他のもの ——その他のもの 215 ———チークのもの ———その他のもの 290	CM	CM	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
4407.91	—その他のもの (省 略)		4407.91	—その他のもの (省 略)		
4407.92	(省 略)		4407.92	(省 略)		
<u>4407.93</u> 000	<u>—かえで（カエデ属のもの）のもの</u>	<u>CM</u>		(新 規)		
<u>4407.94</u> 000	<u>—桜（サクラ属のもの）のもの</u>	<u>CM</u>		(新 規)		
<u>4407.95</u> 000	<u>—とねりこ（トネリコ属のもの）のもの</u>	<u>CM</u>		(新 規)		
4407.99	(省 略)		4407.99	(省 略)		
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をい ずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立て てないものを含むものとし、かんながけし、やすりが けし又は継ぎしたものであるかないかを問わな い。) (省 略)		44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をい ずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立て てないものを含むものとし、かんながけし、やすりが けし又は継ぎしたものであるかないかを問わな い。) (省 略)		
<u>4409.21</u>	<u>—針葉樹以外のもの</u>		<u>4409.20</u>	<u>—針葉樹以外のもの</u>		
100	<u>—竹製のもの</u>	<u>KG</u>	<u>110</u>	<u>—引抜材</u>		<u>KG</u>
200	<u>—玉縁及び縁形</u>	<u>KG</u>	<u>190</u>	<u>—竹製のもの</u>		<u>KG</u>
900	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>200</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>KG</u>
<u>4409.29</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>310</u>	<u>—玉縁及び縁形</u>		
100	<u>—引抜材</u>	<u>KG</u>	<u>320</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>CM</u>
200	<u>—玉縁及び縁形</u>	<u>KG</u>	<u>330</u>	<u>—かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又は こくたんのもの</u>		<u>KG</u>
910	<u>—その他のもの</u>			<u>—桐のもの</u>		<u>CM</u>
	<u>—ふたばがき科のもの</u>	<u>CM</u>		<u>—ふたばがき科のもの</u>		<u>KG</u>

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
			I	II			I	II		
44.10	991	----その他もの -----かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん 又はこくたんのもの	CM	KG	340	----その他もの	CM	KG		
		-----桐のもの	CM	KG						
		-----その他のもの	CM	KG						
	4410.11	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード(OSB) その他これに類するボード(例えば、ウェファーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。)			44.10	パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。)				
		-木材のもの				-オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード(木材のものに限る。)				
		-パーティクルボード				-加工してないもの又はやすりかけを超える加工				
		-板状のもの				をしてないもの				
	110	----加工してないもの又はやすりかけを超える加工をしてないもの	CM	KG	4410.21	----板状のもの	CM	KG		
		----メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	CM	KG		----その他のもの				
		----その他のもの	CM	KG		---その他のもの				
4410.12	190	----その他のもの	CM	KG	4410.29	----板状のもの	CM	KG		
		----オリエンテッドストランドボード(OSB)	CM	KG		----その他のもの				
		----板状のもの	CM	KG		----その他のもの(木材のものに限る。)				
	110	----加工してないもの又はやすりかけを超える加工をしてないもの	CM	KG	4410.31	----加工してないもの又はやすりかけを超える加工	CM	KG		
		----その他のもの	CM	KG		をしてないもの				
		----その他のもの	CM	KG		----板状のもの				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
	<u>下のもの</u>							
	100 ――密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの	KG		4411.21 000		――機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		KG
	200 ――密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの	KG		4411.29 000		――その他のもの		KG
4411.14	――厚さが9ミリメートルを超えるもの			4411.31 000		――繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.35グラムを超える0.5グラム以下のものに限る。)		
	100 ――密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの	KG		4411.39 000		――機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		KG
	200 ――密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの	KG		4411.91 000		――その他のもの		KG
	――その他のもの					――機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		
4411.92	000 ――密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの	KG		4411.99 000		――その他のもの		KG
4411.93	000 ――密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超える0.8グラム以下のもの	KG						KG
4411.94	000 ――密度が1立方センチメートルにつき0.5グラム以下のもの	KG						
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10	――竹製のもの					――合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)		
	――合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)					――少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの		
	――少くとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジ			4412.13		――少くとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
	<u>ヨアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー(ス ウイエニア属のもの)、パリッサンドルパラ、 パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼ のもの</u> <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレ イその他これらに類する表面加工をしたも の</u> <u>側面にさねはぎ加工、溝付けその他これら に類する加工をしたもの</u> <u>その他のもの</u> <u>他のもの</u> <u>厚さが6ミリメートル未満のもの</u> <u>他のもの</u> <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレ イその他これらに類する表面加工をしたも の</u> <u>側面にさねはぎ加工、溝付けその他これら に類する加工をしたもの</u> <u>その他のもの</u> <u>厚さが6ミリメートル未満のもの</u> <u>他のもの</u> <u>厚さが3ミリメートル未満のもの</u> <u>厚さが3ミリメートル以上6ミリメー トル未満のもの</u> <u>他のもの</u> <u>厚さが6ミリメートル以上12ミリメー トル未満のもの</u> <u>厚さが12ミリメートル以上24ミリメー トル未満のもの</u> <u>厚さが24ミリメートル以上のもの</u> <u>他のもの</u> <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレ イその他これらに類する表面加工をしたも</u>				<u>ン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジ ヨアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー(ス ウイエニア属のもの)、パリッサンドルパラ、 パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼ のもの</u> <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレ イその他これらに類する表面加工をしたも の</u> <u>側面にさねはぎ加工、溝付けその他これら に類する加工をしたもの</u> <u>その他のもの</u> <u>他のもの</u> <u>厚さが6ミリメートル未満のもの</u> <u>他のもの</u> <u>厚さが3ミリメートル未満のもの</u> <u>厚さが3ミリメートル以上6ミリメー トル未満のもの</u> <u>他のもの</u> <u>厚さが6ミリメートル以上12ミリメー トル未満のもの</u> <u>厚さが12ミリメートル以上24ミリメー トル未満のもの</u> <u>厚さが24ミリメートル以上のもの</u> <u>他のもの</u> <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレ イその他これらに類する表面加工をしたも</u>			
111		CM	SM	111		CM	SM	
119		CM	SM	119		CM	SM	
191		CM	SM			CM	SM	
199		CM	SM	121		CM	SM	
				122		CM	SM	
211		CM	SM	123		CM	SM	
219		CM	SM	125		CM	SM	
291		CM	SM	130		CM	SM	
299		CM	SM			CM	SM	
910		CM	SM					

2007 年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	931 -----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	039	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM		
	941 -----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	041	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM		
	951 -----厚さが24ミリメートル以上のもの ----その他のもの ----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM	042	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM		
	119 -----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	049	-----厚さが24ミリメートル以上のもの --その他のもの ----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM		
	199 -----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	011	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの -----その他のもの	CM	SM		
	919 -----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	019	-----その他のもの -----その他のもの	CM	SM		
	929 -----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM	021	-----厚さが6ミリメートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM		
	939 -----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	023	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM		
	949 -----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	024	-----厚さが12ミリメートル以上のもの -その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	SM		
4412.32	959 -----厚さが24ミリメートル以上のもの --その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	SM	4412.22	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの ---集成材	CM	SM		
				010					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
		I	II		I	II	I	II		
4412.39	----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ その他これらに類する表面加工をしたもの	CM SM	CM SM	4412.23	090	----その他のもの --その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。)	CM	SM		
	----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの				010	----集成材	CM	SM		
	110 -----その他のもの				090	----その他のもの	CM	SM		
	190 -----その他のもの		CM SM	4412.29	010	----その他のもの	CM	SM		
	-----厚さが6ミリメートル未満のもの				090	----集成材	CM	SM		
	911 -----厚さが3ミリメートル未満のもの				010	----その他のもの	CM	SM		
	912 -----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの		CM SM	4412.92	090	----その他のもの	CM	SM		
	-----その他のもの				010	----少くとも一単板か熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	CM	KG		
	991 -----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの				090	----集成材	CM	KG		
	992 -----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		CM SM	4412.93	010	----その他のもの	CM	KG		
	993 -----厚さが24ミリメートル以上のもの				090	----その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。)	CM	KG		
	-----その他のもの				010	----集成材	CM	KG		
	----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ その他これらに類する表面加工をしたもの	CM SM	CM SM	4412.99	090	----その他のもの	CM	KG		
	----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの				010	----その他のもの	CM	KG		
	110 -----その他のもの				090	----集成材	CM	KG		
	190 -----その他のもの		CM SM		010	----その他のもの	CM	KG		
	910 -----厚さが6ミリメートル未満のもの -----その他のもの				090	----その他のもの	CM	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
4412.94	991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		CM	SM				
	992	-----厚さが12ミリメートル以上のもの		CM	SM				
		-その他のもの							
		---ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボーデ							
		---集成材							
	110	----少なくとも一の单板が熱帯産木材(この類の 号注1のものに限る。)のもの		CM	KG				
	120	----その他のもの(少なくとも一の外面の单板が 針葉樹以外のものに限る。)		CM	KG				
	190	----その他のもの		CM	KG				
	900	----その他のもの		CM	KG				
		--その他のもの							
4412.99		---集成材							
	110	----少なくとも一の单板が熱帯産木材(この類の 号注1のものに限る。)のもの		CM	KG				
	120	----その他のもの(少なくとも一の外面の单板が 針葉樹以外のものに限る。)		CM	KG				
	190	----その他のもの		CM	KG				
		----その他のもの							
	910	----少なくとも一の单板が熱帯産木材(この類の 号注1のものに限る。)のもの		CM	KG				
	920	----その他のもの(少なくとも一の外面の单板が 針葉樹以外のものに限る。)		CM	KG				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	990	―――その他のもの		CM	KG				
44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）			44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）		
4418.10		(省 略)			4418.10		(省 略)		
4418.20		(省 略)			4418.20		(省 略)		
4418.40		(削 除)			4418.30	000	一寄せ木パネル	KG	
4418.50		(省 略)			4418.40		(省 略)		
4418.60	000	一くい及びはり		KG	4418.50		(省 略)		
		一組み合わせた床用パネル					(新 規)		
4418.71	000	一一モザイク状の床用のもの		KG					
4418.72	000	一一その他のもの（多層のものに限る。）		KG					
4418.79	000	一一その他のもの		KG					
4418.90		一その他のもの			4418.90		一その他のもの		
	100	一一セルラーウッドパネル		SM	KG	100	一一セルラーウッドパネル	SM KG	
		一一その他のもの					一一その他のもの		
	210	一一一木製の建具及び床柱			KG	210	一一一木製の建具及び床柱	KG	
		一一一その他のもの					一一一その他のもの		
	221	一一一一欄間		NO	KG	221	一一一一欄間	NO KG	
	223	一一一一その他の床用パネル及び組み合わせた床用 以外のパネル			KG	222	一一一一構造用集成材	CM KG	
		一一一一その他のもの				229	一一一一その他のもの	KG	
	222	一一一一構造用集成材		CM	KG				
	229	一一一一その他のもの		KG					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物			第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物		
注	1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用纖維及びプラスチックの単纖維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用纖維のロービング及び糸並びに第54類の単纖維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。	2及び3 (省略)	注	1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用纖維及びプラスチックの単纖維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用纖維のロービング及び糸並びに第54類の単纖維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。	2及び3 (省略)	
46.01	<u>さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）</u> <u>—敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u>		46.01	<u>さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）</u> <u>—敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u>		
4601.21	000	<u>—竹製のもの</u>	4601.20	010	<u>—いぐさ製又は七島い製のもの</u>	<u>SM</u>
4601.22	000	<u>—とう製のもの</u>			<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>
4601.29	100	<u>—その他のもの</u>		091	<u>—すだれ（幅が80センチメートル以上のものに限る。）</u>	<u>KG</u>
		<u>—いぐさ製又は七島い製のもの</u>	<u>SM</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名	単位			
			I	II		I	II		
	<u>――その他もの</u>				<u>――その他もの</u>				
	<u>910</u>	<u>――すだれ(幅が80センチメートル以上のものに限る。)</u>							
	<u>990</u>	<u>――その他もの</u>							
	<u>4601.92</u>	<u>000</u>	<u>――竹製のもの</u>	<u>KG</u>	<u>4601.91</u>	<u>099</u>	<u>――その他もの</u>	<u>KG</u>	
	<u>4601.93</u>	<u>000</u>	<u>――とう製のもの</u>	<u>KG</u>			<u>――植物性材料製のもの</u>		
	<u>4601.94</u>		<u>――その他の植物性材料性のもの</u>				<u>――むしろ、こも及びアンペラ</u>		
		<u>100</u>	<u>――むしろ、こも及びアンペラ</u>	<u>KG</u>			<u>――さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかを問わない。)</u>		
			<u>――さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかを問わない。)</u>			<u>111</u>	<u>――ばつかんさなだ</u>		
						<u>119</u>	<u>――その他もの</u>		
		<u>210</u>	<u>――ばつかんさなだ</u>	<u>KG</u>			<u>――その他もの</u>		
		<u>290</u>	<u>――その他もの</u>	<u>KG</u>			<u>――いぐさ製又は七島い製のもの</u>		
			<u>――その他もの</u>			<u>211</u>	<u>――畳表</u>		
			<u>――いぐさ製又は七島い製のもの</u>			<u>219</u>	<u>――その他もの</u>		
		<u>911</u>	<u>――畳表</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>290</u>	<u>――その他もの</u>		
		<u>919</u>	<u>――その他もの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>				
		<u>990</u>	<u>――その他もの</u>		<u>KG</u>				
			<u>――その他もの</u>				<u>――その他もの</u>		
			<u>――さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかを問わない。)</u>			<u>100</u>	<u>――さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかを問わない。)</u>		
		<u>100</u>							
		<u>200</u>	<u>――その他もの</u>	<u>KG</u>		<u>200</u>	<u>――その他もの</u>		
				<u>KG</u>					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名		単位	
		I II		I II	I II	I II	
46.02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 —植物性材料製のもの —竹製のもの —扇子及びうちわ並びにこれらの部分品 —その他のもの		46.02 4602.10	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 —植物性材料製のもの —扇子及びうちわ並びにこれらの部分品 —その他のもの —瓶用のわらづと —その他のもの ———畳床 ———その他のもの ———竹製のもの ———その他のもの			
4602.11	100 900	KG KG	010 021	—扇子及びうちわ並びにこれらの部分品 —その他のもの —瓶用のわらづと —その他のもの ———畳床 ———その他のもの ———竹製のもの ———その他のもの		KG KG	
4602.12	000	KG	022	———その他のもの		KG	
4602.19	100 910 991 999	KG KG KG KG	023 029	———竹製のもの ———その他のもの		KG KG	
4602.90	010 020	KG KG	4602.90 010 020	—その他のもの —扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 —その他のもの		KG KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
47.06	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ			47.06	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ				
4706.10	(省略)			4706.10	(省略)				
4706.20	(省略)			4706.20	(省略)				
<u>4706.30</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの（竹製のものに限る。）</u>	<u>MT</u>		(新規)				
	(省略)				(省略)				